

平成 2 0 年度

奈良県の男女共同参画

- 「なら男女GENKプラン」の推進状況
及び市町村における推進状況 -

奈良県くらし創造部男女共同参画課

は じ め に

少子・高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、重要かつ緊急な課題です。

奈良県では性別にかかわらず一人ひとりが人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざして、その取り組みを進めています。

本書は、「奈良県男女共同参画推進条例」の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な計画「なら男女GENKIプラン」関連施策の年次報告書です。

プランの基本目標ごとに各部局の男女共同参画関連施策、県内市町村の推進状況等についてとりまとめています。

本報告によって、県内における男女共同参画の現状や県の施策に関して理解と認識を深めていただくとともに、行政はもとより、県民・事業者一体となって男女共同参画社会づくりを進めていくための参考資料としてご活用いただければ幸いです。

平成20年12月

奈良県くらし創造部長 松 永 久 典

目 次

第1章 「なら男女GENKIプラン」の推進状況

1	男女共同参画推進体制図	1
2	「なら男女GENKIプラン」施策体系	2
3	計画が目指す目標値について	4
4	施策体系別 事業の概要	8
	基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画	8
	" 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり	12
	" 男女がともに支えあうライフスタイルの実現	18
	" 男女の人権の尊重	26
	" 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	32
5	データでみる奈良県の男女共同参画	36

第2章 市町村における推進状況

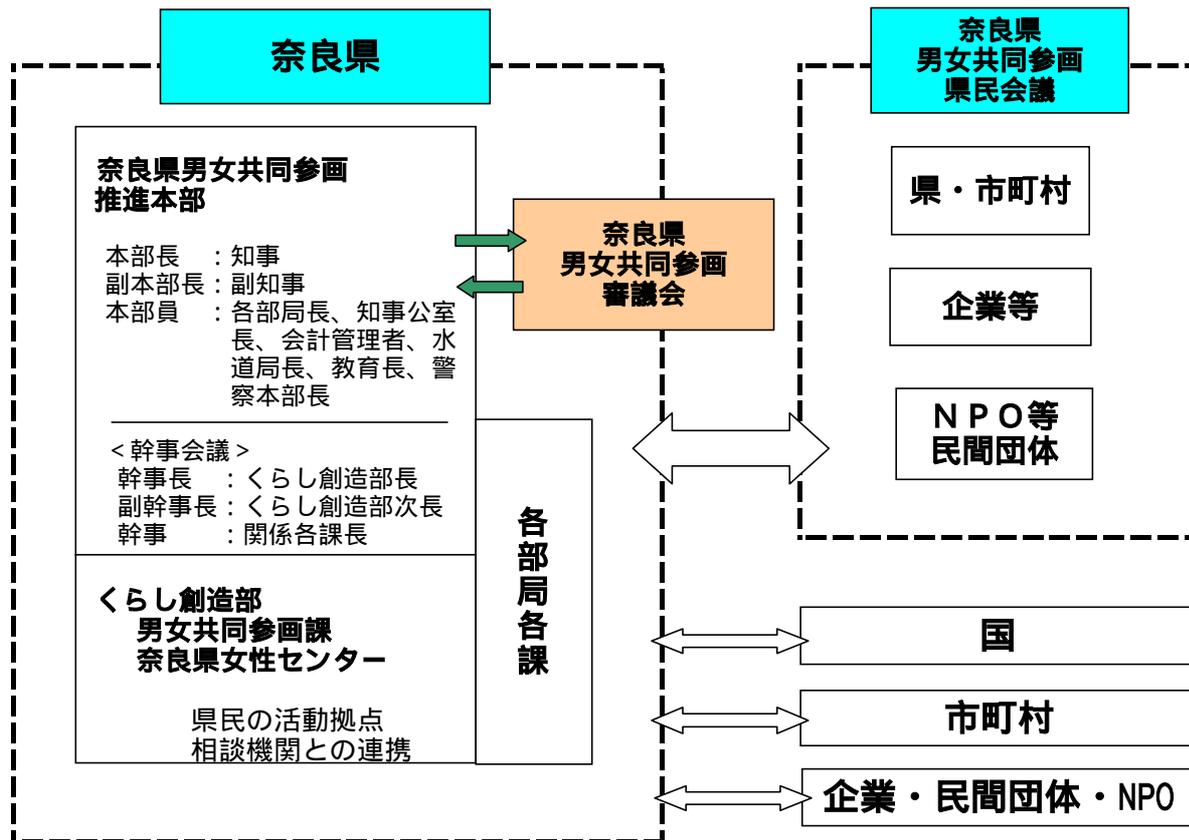
1	推進体制等	45
2	相談体制	47
3	女性の登用状況	48

第3章 参考資料

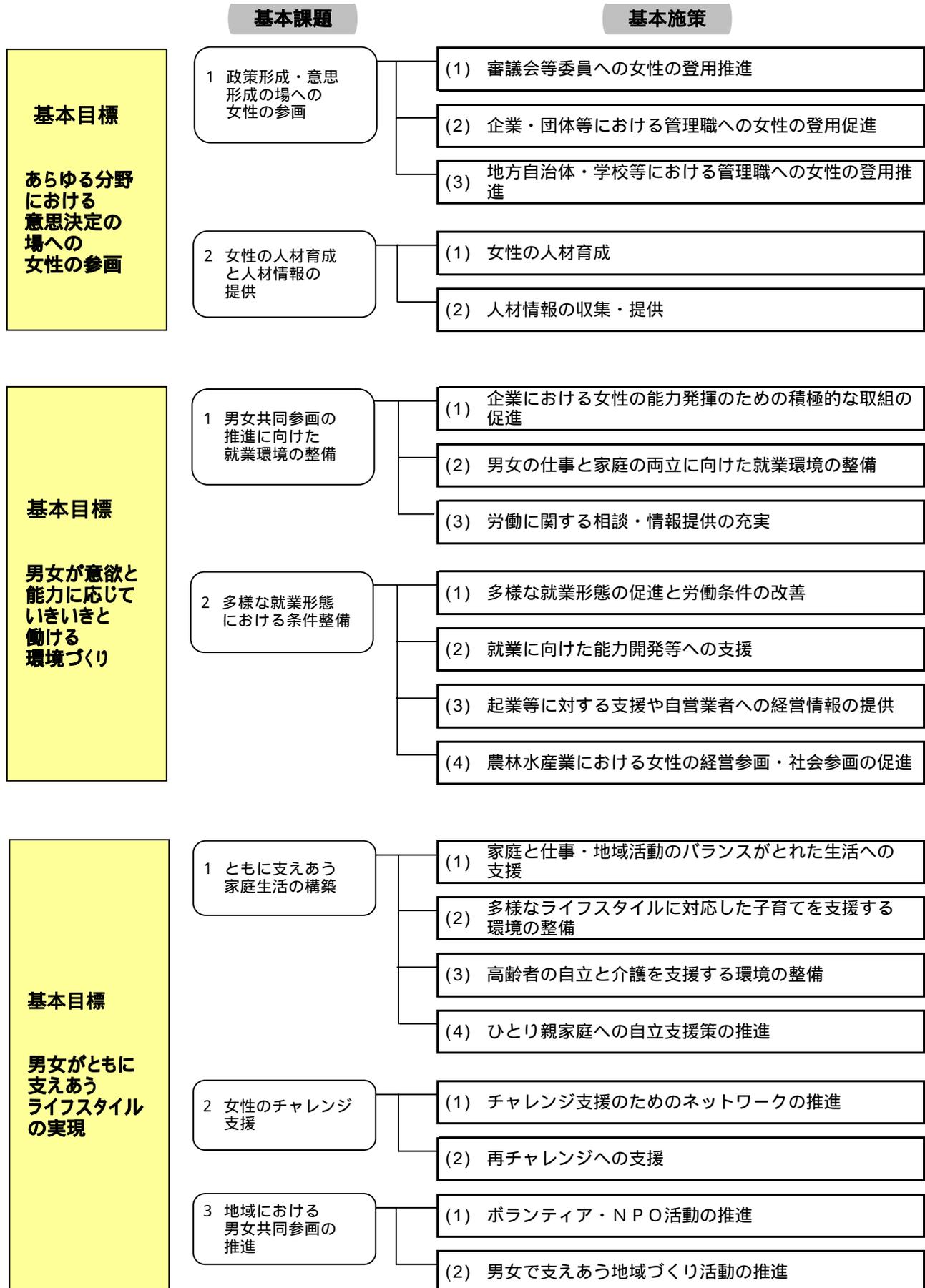
奈良県男女共同参画推進条例	50
奈良県男女共同参画審議会設置要綱	53
奈良県男女共同参画推進本部設置要綱	55
奈良県男女共同参画県民会議設置要綱	57
男女共同参画社会基本法	59
男女共同参画政策のあゆみ	63
平成20年度 男女共同参画課事業の概要	65
平成20年度 女性センター事業の概要	66
市町村男女共同参画・女性行政担当課(室)一覧	68
都道府県・政令指定都市男女共同参画担当課(室)一覧	69

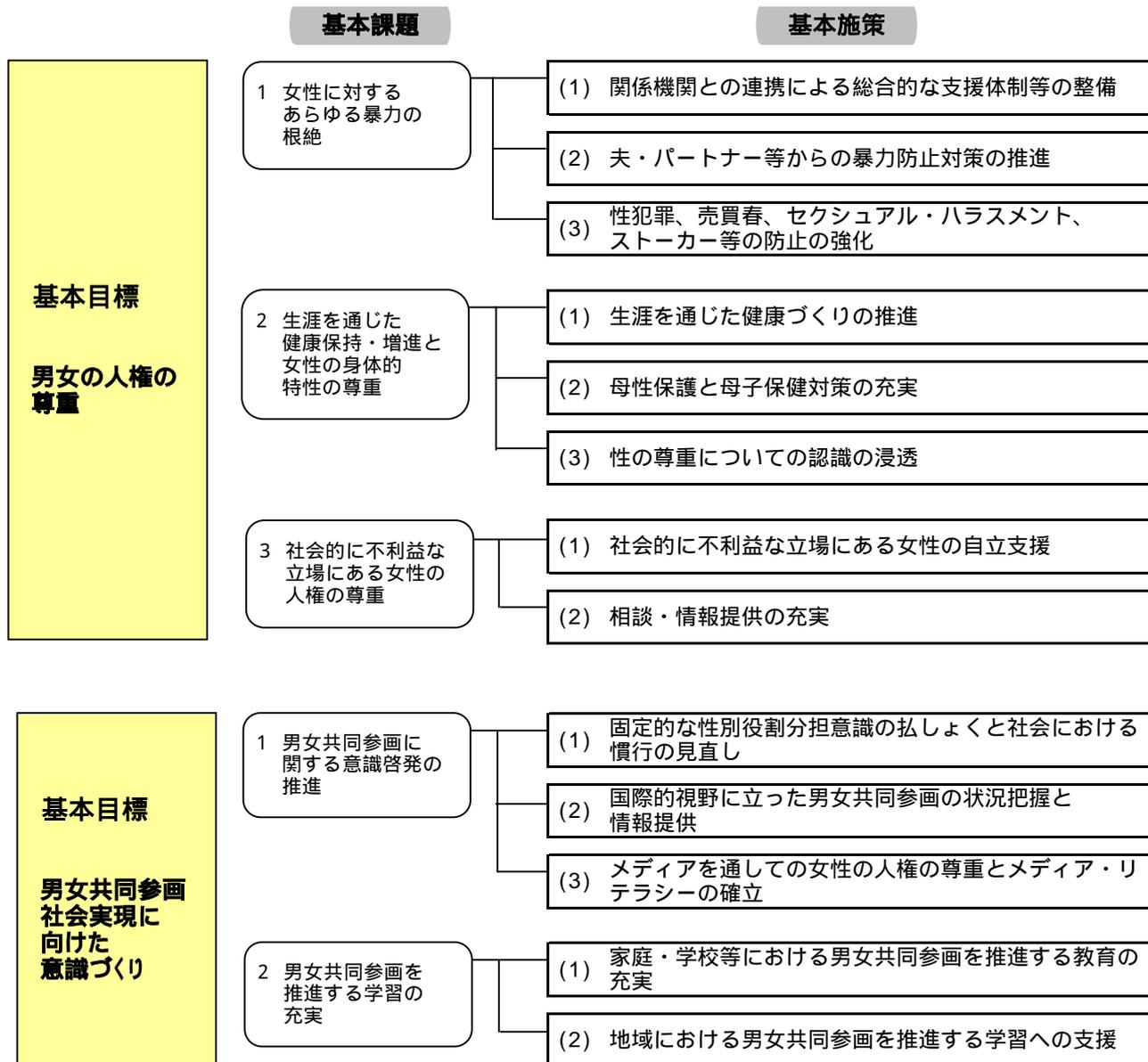
第1章 「なら男女GENKIプラン」の推進状況

1. 奈良県男女共同参画推進体制図



2. 「なら男女GENKIプラン」施策体系





3. 計画がめざす目標について

計画がめざす目標（10年）

目 標	策定当初値	年度・時点	前回値	年度・時点	現況値	年度・時点	目標値 (H27年度)
管理的職業従事者に占める女性の割合	8.8%	H14	8.8%	H14	10.4%	H19	12%
県職員の管理職に占める女性の割合（課長補佐級以上） （医療関係職員、教育委員会、県警を除く）	5.4%	H17.4.1	6.1%	H19.4.1	6.7%	H20.4.1	8%
女性の就業率（35～49歳）	52.9%	H12	57.5%	H17	57.5%	H17	60%
年齢不問による求人を行う企業の割合	21%	H16	42%	H18	87.5%	H20.6	増加
男性の家事関連従事時間（平均1日あたり）	33分	H13	36分	H18	36分	H18	50分

計画がめざす目標（5年）

基本目標	目 標	策定当初値	年度・時点	前回値	年度・時点	現況値	年度・時点	目標値 (H22年度)
基本目標	県審議会等における女性の登用率	30.9%	H17.12.31	31.7%	H19.3.31	31.9%	H20.3.31	女性委員登用率30%以上を維持
	市町村審議会等における女性の登用率	22.6%	H17.3.31	18.9%	H19.3.31	19.9%	H20.3.31	30%に近づける
	県職員の女性係長職の人数 （医療関係職員、教育委員会、県警を除く）	61名	H17.4.1	54名	H19.4.1	61名	H20.4.1	女性係長職の増加
	県男性職員の育児休業取得率	1.1%	H16	1.2%	H18	0.5%	H19	30% (H21)
	校長・教頭職への女性職員の占める割合（公立のみ）	9.8%	H17.5.1	9.5%	H19.5.1	9.6%	H20.5.1	継続的に増加
基本目標	育児休業制度を規定する企業の割合	72.6%	H17	72.6%	H17	78.9%	H19	80%
	介護休業制度を規定する企業の割合	65.1%	H17	65.1%	H17	71.7%	H19	70%
	働く女性の相談窓口における相談件数	-	(新規)	83件	H18	210件	H19	500件
	多様就業型ワークシェアリング導入企業の割合	4.9%	H17	4.9%	H17	4.9%	H17	8%
	弾力的労働時間制度を採用する企業の割合	42.6%	H15	59.5%	H18	59.5%	H18	50%
	女性の技能検定合格者数	681人 (累計)	H17	770人 (累計)	H18	873人 (累計)	H19	1,400人 (累計)
	SOHO事業者支援コーナーの登録事業者数	63件	H18.3.3	11件	H19.3.31	13件	H20.3.31	継続的に増加
	しごとセンター相談件数	20,263件	H16	18,425件	H18	38,499件	H18～19計	100,000件 (H18～22)
	家族経営協定締結数	109件	H16	117件	H18	122件	H19	140件

基本目標	目 標	策定当初値	年度・時点	前回値	年度・時点	現況値	年度・時点	目標値 (H22年度)
基本目標	年次有給休暇取得日数	7.2日	H15	7.6日	H18	7.6日	H18	増加
	企業における女性の育児休業取得率	66.9%	H17	66.9%	H17	66.9%	H17	80%
	放課後児童クラブ数	174箇所	H17	187箇所	H19	204箇所	H20	187箇所 (H21)
	休日保育事業実施箇所数	4箇所	H17	5箇所	H18	5箇所	H19	18箇所 (H21)

進捗状況の分析	値の出典(目標値を除く)
改正男女雇用機会均等法の周知啓発やポジティブ・アクションの推進等を労働局等の関係機関と連携して実施していく必要がある。	就業構造基本調査(5年毎)
着実に目標値に近づきつつある状況。今後も、女性職員を従来の枠にとらわれない分野やポストへ積極的に配置していく。	奈良県
おおむね達成できている。育児休業制度を規定する企業の増加等により、順調に推移している。	国勢調査(5年毎)
雇用対策法の改正により、労働者の募集・採用時に年齢制限を行うことは、例外的に認められる場合を除き禁止された。	奈良労働局
フォーラムなどを通じて啓発活動に努める。	社会生活基本調査(5年毎)

進捗状況の分析	値の出典(目標値を除く)
「審議会等委員選任指針」に基づき、各審議会等の女性委員登用率の維持・向上を図っている。	内閣府推進状況調査
今後も市町村担当課長会議を通じて、積極的に働きかけていくとともに女性人材情報の収集・提供を行っていく。	市町村推進状況調査
職員数全体の抑制に取り組んでいる中で、昨年比7名増と女性係長級職員の登用が進んでいる状況。今後も、適材適所に人材を登用し、将来幹部職員となる人材の育成に努めていく。	奈良県
様々な機会をとらえて啓発に努めているが、結果的に平成19年度の取得者数は減少した。今後も、子育てハンドブックの周知、職場の雰囲気づくりを促すなど啓発を進めるとともに、育休取得がしやすい環境づくりに努めていく。	奈良県
女性教員の「管理職候補者名簿」掲載者が減少傾向にある。校長・教頭職への女性教員の登用を推進するため、管理職選考試験への積極的な受験を働きかける。	奈良県
小規模事業所の取組が遅れている。今後も、社員・シャイン職場づくり推進事業において働きやすい職場づくりの取組みを促進するとともに、労働局等の関係機関との連携を密にし、より一層、制度の普及促進に努める。	奈良県労働実態調査
小規模事業所の取組が遅れている。今後も、社員・シャイン職場づくり推進事業において働きやすい職場づくりの取組みを促進するとともに、労働局等の関係機関との連携を密にし、より一層、制度の普及促進に努める。	奈良県労働実態調査
件数は順調に増加している。さらに窓口の周知に努める。	奈良県
平成17年度ワークシェアリング調査で、4.9%の事業所がワークシェアリングを導入しているとの回答がえられた。ワークシェアリングの定着に向け、労働関係セミナー等の開催や、啓発資料により、一層制度の普及促進に努める。	奈良県労働実態調査
順調。労働時間等設定改善法の周知等により、一層の制度普及促進に努める。	奈良県労働実態調査
取組が遅れている。女性の受験者数の減少に伴い、女性の合格者数も減少してきている。今後より一層の制度の普及促進に努める。	奈良県
引き続き、申請があれば登録し、情報発信していく。	奈良県
引き続き、相談者への情報提供を含めきめ細やかな対応を心がける。	奈良県
締結数は増加しているが、平成22年度140件の目標達成には、より一層の啓発が必要。研修会や個別農家への働きかけ等による締結推進を図る。	奈良県

進捗状況の分析	値の出典(目標値を除く)
平成18年度実態調査で、規模が大きくなるほど年次有給休暇を取得した日数が少なくなっているという結果が得られた。今後も、社員・シャイン職場づくり推進事業において働きやすい職場づくりの取組みを促進するとともに、労働局等の関係機関との連携を密にし、より一層、取得促進の啓発に努める。	奈良県労働実態調査
小規模事業所の取組が遅れている。今後も、社員・シャイン職場づくり推進事業において働きやすい職場づくりの取組みを促進するとともに、労働局等の関係機関との連携を密にし、より一層、取得促進の啓発に努める。	奈良県労働実態調査
クラブ数は順調に増加している。市町村において大規模クラブの分割及び未設置校区への新規開設等により、実施箇所数が増加した。今後は適正な人数規模への移行、ニーズに対応した開設日数確保等を市町村に働きかける。	奈良県
ニーズの把握や保育士の確保など実施に当たっての課題が残っており、実施箇所数は伸び悩んでいる。地域ニーズの把握とともに、設置の必要性を検討するよう市町村に働きかける。	奈良県

基本目標	目 標	策定当初値		前回値		現況値		目標値 (H22年度)
			年度・時点		年度・時点		年度・時点	
基本目標	一時保育事業実施箇所数	46箇所	H17	52箇所	H18	59箇所	H19	60箇所 (H21)
	地域子育て支援センター設置箇所数	25箇所 (24市町村)	H17	26箇所 (23市町村)	H18	26箇所 (24市町村)	H19	33箇所 (H21)
	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	4市	H17	5市	H18	6市	H20.5	13市町村 (H21)
	ヘルパー養成数	30,807人	H3～16計	37,832人	H3～18計	39,707人	H3～19計	46,000人 (H3～22計)
	女性のチャレンジ支援関連講座受講者数	239人	H17	385人	H18	1,025人	H18～19計	1,200人 (H18～22計)
	女性センター「チャレンジサイトなら」アクセス数	5,503件	H17.4～ H18.2月	5,796件	H18.4～ H19.3	10,687件	H18.4～ H20.3	18,000件 (H18～22計)
	奈良ボランティアネットアクセス件数	72,312件	H16	244,463 件	H18	352,179 件	H19	100,000件
	男女共同参画リーダー養成講座受講生のいる市町村の全市町村に占める割合	56.4%	H17	61.5%	H18	61.5%	H19	100% (H21)
基本目標	DV防止サポーター育成講座受講者数	56人	H17	106人	H18	235人	H18～19計	350人 (H18～22計)
	幼稚園・小学校における防犯訓練・防犯教室の実施率	78.6%	H17	82.1%	H18	80.8%	H19	100%
	学校に対する非行防止教室等の実施率	74.2%	H17	77.6%	H18	78.4%	H19	80%
	基本健康診査受診率	49.4%	H16	47.6%	H17	45.6%	H18	50%を維持しつつ 計画的に増加
	エイズ等感染症に関する学習を実施している学校の割合 (教科の保健学習を除く)	19%	H16	19%	H16	19%	H16	30%
	外国人相談件数	1,387件	H16	470件	H18	242件	H19	1,600件
	母子家庭等就業・自立支援センター相談件数	1209人	H16	4467人	H18	4205人	H19	増加
	雇用指導員による企業への巡回指導訪問件数	696企業	H16	679企業	H18	587企業	H19	訪問数の増加
基本目標	人権相談ネットワークに参画する実施機関の数	88機関	H17	87機関	H19	88機関	H20	100機関
	県民会議における企業・団体の男女共同参画推進 取組事業数	79	H16	58	H18	71件	H19	100
	子育て企業フォーラム、市町村の家庭教育学級、教職員研修 への家庭教育を支援できる人材の派遣回数	86回	H16	94回	H18	123件	H19	計画的に 増加させる
	教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数	962人	H13～16 合計	1,684人	H13～18 合計	1,912人	H13～19 合計	計画的に 増加させる
その他	若者の自立を図るキャリア教育の推進 (職場体験、インターンシップ等体験実施校の割合)	小 - % 中 89.7% 高 90.7%	H17	小 - % 中 90.7% 高 92.3%	H18	小 - % 中 93.5% 高 97.1%	H19	100%
その他	男女共同参画計画策定市町村の割合	30.8%	H17	30.8%	H19	30.8%	H20	40%

進捗状況の分析	値の出典(目標値を除く)
<p>箇所数・利用児童数とも引き続き増加傾向だが、市町村間で偏りが見られる。地域ニーズの把握とともに、設置の必要性を検討するよう市町村に働きかける。</p>	奈良県
<p>「地域子育て支援拠点事業」の「センター型」の箇所数を計上した。現在「センター型」に含めた旧「小規模型」は、経過措置終了後の平成22年度までに徐々に「ひろば型」に移行する可能性が大きい。ただし「センター型」としては減少する。ただし「ひろば型」も含めた「地域子育て支援拠点事業」全体としては微増傾向である。事業実施に伴う費用負担が大きいため今後も設置箇所の大幅な増加は見込めない。</p>	奈良県
<p>取組が遅れているが、実施にむけ検討中である市や平成21年度までには実施したいと考えている市町もある。今後は、関係課と連携を密にし、市町村に対し積極的に啓発していくとともに、労働時報やメルマガ等の広報手段を通じて、ファミリーサポートセンターを紹介する等、機運の醸成に努める。</p>	奈良県
<p>平成19年度までに39,707人を養成しているが、近年養成者数は減少傾向である。県としても介護職員の人材確保の重要性について認識しているところである。県社会福祉協議会、人材センターにおいて、就職に関する説明会セミナーを開催すると共に、国に対しても適切な介護報酬の設定等について、必要な措置を講ずることを要望している。</p>	奈良県
<p>順調。平成19年度はチャレンジ週間イベントを開催し、集中的に講座・セミナーを実施したり、市町村との共催で受講生を拡大した。平成20年度も引き続き実施予定である。</p>	奈良県
<p>平成18年度から平成19年度にかけてアクセス数は若干減少したが、増加に向けて関係団体の情報や、県下で行われる女性のチャレンジに役立つ講座・セミナーなどを掲載する等、タイムリーな情報更新に努めている。</p>	奈良県
<p>夏のボランティア体験キャンペーン等によりアクセスが増加している。また、データ更新が増えたため、アクセス件数が増加したと思われる。</p>	奈良県
<p>男女共同参画いきいきサポーター養成講座のちらしを市町村や公共施設等に設置し、広く受講を呼びかけるとともに、市町村の男女共同参画や人権の担当課の職員を通して地域のリーダーとなる人材の紹介をしてもらえるよう依頼し、受講生の開拓を図っている。</p>	奈良県
<p>順調に増加している。平成19年度は地域リーダーを養成する講座の一コマにも組み入れることで受講生の裾野を拡大した。</p>	奈良県
<p>実施率は前年比で1.3%減少したが、今後、実施率の向上はもとより、子どもたちの被害防止のため、子どもたちのみならず、保護者や地域の人々への教育力向上のための施策を継続して推進する方針である。</p>	奈良県
<p>前年度から、各学校又は市町村教育委員会との連携の窓口となる県警察の担当者を「奈良県警察スクールポリスオフィサー」に指名し、活動を推進した結果、前年比で0.8%増加した。今後も全ての学校における非行防止教室等の開催を目指す方針である。</p>	奈良県
<p>受診率向上に向けた取り組みが必要。平成20年度から根拠法が老人保健法から健康増進法に変わったが、補助金の執行等により市町村の健康診査を支援。</p>	奈良県
<p>講演会等の実施割合を指標として取り組むとともに、教科学習の指導教材作成に取り組む。平成17年度「性教育の手引」作成。平成19年度「高校生のための性に関する教育プログラム」作成。教科の保健学習を中心とした取り組みに重点を置き指導する体制を取っているため、講演会等の実施割合を指標とするための調査は実施していない。今年度調査予定。</p>	文部科学省調査 (平成16年度) 奈良県
<p>相談件数は、平成16年度まで増加傾向にあったが、平成17年度に相談員が交代したことにより、前任相談員の専門分野の電話相談件数が大幅に減っている。前任の相談員は、医療についての知識もあり、そのため口コミで他府県からの相談も多くあった。計画策定時の数字には、そのプラス分が含まれている。平成19年度には、携帯電話を利用した多言語による情報サイトを開設し、新たな情報取得環境を整えた。</p>	奈良県
<p>母子家庭数は年々増加し、経済的自立のため、就業相談の割合が高くなっている。国においても就業・自立支援事業の必要性を強調しているところ。また、児童扶養手当一部支給停止が開始することから、受給者を対象としたプログラム策定事業の強化を行う。</p>	奈良県
<p>近年、企業倒産、会社の支店・営業所の統廃合が進み、対象企業は1,000社程度である。平成19年度より、指導員が3人から2人になり、前年より訪問企業数は減少している(人・時間の関係で600社程度しか難しい)。今後も労働局との連携を密にしながら、推進員の設置企業の増加を図って、県下の企業を対象に、より多くの企業が人権問題に関する取組を実施してもらうことを目標とする。</p>	奈良県
<p>平成20年度当初に、民間相談機関が1団体新たに参画した。今後、未加盟の民間機関・NPOを中心に引き続き積極的に参画を呼びかけていく。</p>	奈良県
<p>取組事業数が増えるように今後も県民会議で構成団体に働きかけていく。</p>	奈良県
<p>様々な家庭教育の課題解決のために、家庭教育支援講師を充実させるとともに、週報や社会教育センターが実施する家庭教育学級研修講座等における広報活動などをおして家庭教育学級などの家庭教育に関する研修会を開催するよう呼びかけている。このことにより、家庭教育支援講師の派遣回数が増加している。なお、「子育て企業フォーラム」及び「教職員への研修」については、計画的に実施している。</p>	奈良県
<p>初任者研修や10年経験者研修、管理職研修の講座において、男女共同参画に関する研修を計画的に実施することにより、受講者数を着実に増加させる。</p>	奈良県
<p>中学校では、国費委嘱事業「キャリア・スタート・ウィーク推進地域事業」に取組み、奈良市(5校)、五條市(6校)が職場体験の充実に向けて調査研究を進めている。高校では、平成16年度から始まった行政インターンシップを契機として、各校でのインターンシップに対する取組も拡大し、参加校数のみならず参加人数も一昨年度876人から、昨年度は1,266人へと伸びている。なお、平成20年度の実施状況については、2月に調査を予定している。</p>	奈良県
<p>県民会議や市町村担当者会議等を通じて、今後も継続して働きかけていく。</p>	市町村進捗状況調査

4. 施策体系別 事業の概要

基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

- 1. 政策形成・意思形成の場への女性の参画

基本施策	具体的施策
(1) 審議会等委員への女性の登用推進	審議会等委員への女性の登用推進
(2) 企業団体等における管理職への女性の登用促進	民間企業、各種団体、組合、ボランティア・NPO、PTA、自治会等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進に向けた啓発 男女共同参画を推進する企業・団体等の実践事例の積極的な情報提供
(3) 地方自治体・学校等における管理職への女性の登用推進	管理職をはじめとする職員等への意識啓発 女性管理職の計画的な人材育成・職域のさらなる拡大 女性職員の増加を図るため、女性の係長職への登用をさらに推進 校長、教頭職への女性教員の登用推進 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進による仕事と家庭の両立、男性の育児休業取得促進、男性も含めた働き方の見直し施策の実施 女性登用に有効な情報提供等の充実 情報提供などによる市町村の取組への支援

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
県審議会等委員への女性の登用推進 [行政経営課] [男女共同参画課] (-) 施策 (1)-	「審議会等委員選任指針」に基づき、各審議会等の女性委員登用率の維持・向上に努める。	委員選任指針対象審議会等における女性登用率 31.9% (H20.3.31現在)
市町村審議会等委員への女性の登用促進支援 [男女共同参画課] (-) 施策 (1)-	市町村の審議会等における女性委員の登用が促進されるよう、情報提供等による支援を行う。	市町村の審議会等における女性委員の登用率 19.9% (平成20年3月末現在)
男女共同参画県民会議事業 [男女共同参画課] (721) 施策 (2)-	男女共同参画社会の実現に向けての社会的気運を盛り上げるため、県民・事業者・関係団体・市町村等が一体となって男女共同参画社会を推進していく体制づくりとして県民会議を設置し、それぞれの立場で自主的に男女共同参画に関する事業に取り組んでもらうことで、男女共同参画の浸透及び定着を図る。 奈良県男女共同参画県民会議の開催 ・総会 年2回 ・部会 事業推進部会 年3回 啓発推進部会 年2回 県民フォーラムの開催 時期：平成21年1月 場所：大和郡山市内 内容：基調講演、パネルディスカッション、パネル展示	奈良県男女共同参画県民会議の開催 ・総会 6月12日、2月29日 ・部会 事業推進部会 7月10日、12月20日 啓発推進部会 7月13日、12月12日 ・委員会 女性のチャレンジ推進委員会 7月31日、10月30日 男女のライフスタイルを考える委員会 8月2日、10月23日 ・男女共同参画県民会議通信「すてっぷ」 第6号の発行 15,000部

事業名 <small>〔担当課〕/〔H20予算：千円〕</small>	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
職場環境整備普及啓発事業 〔雇用労政課〕 (1,194) 施策(2)-	育児・介護との両立や、男女がともに働きやすい環境など仕事と生活の調和のとれた、雇用継続や職場復帰しやすい柔軟かつ多様な働き方ができる職場環境の整備を図る。 (1) 推進情報誌の発行 職場環境整備にかかる施策、法律解説や取組事例等の情報提供を図る。 ・回数と部数 年6回 各1,300部 ・配布先 事業所、労働組合、市町村、関係機関・団体 ・情報提供項目 職場づくりに関する情報 (2) 職場環境調査の実施 県内事業所の職場環境の状況を把握し、普及活動の基礎資料とする。 調査期日 毎年9月末現在 (3) セミナーの開催 職場環境整備について、事業主や労働者等の理解を深める。 ・仕事と家庭の両立支援セミナー(年1回) ・働きやすい職場づくり推進セミナー(県内3か所) ・仕事と生活の調和セミナー(年2回) ・出張労働安全衛生セミナー(年2回)	育児・介護との両立や、男女がともに働きやすい環境など仕事と生活の調和のとれた、雇用継続や職場復帰しやすい柔軟かつ多様な働き方ができる職場環境の整備を図る。 (1) 推進情報誌の発行 職場環境整備にかかる施策、法律解説や取組事例等の情報提供を図る。 ・回数と部数 年6回 各1,300部 ・配布先 事業所、労働組合、市町村、関係機関・団体 ・情報提供項目 職場づくりに関する情報 (2) 職場環境調査の実施 県内事業所の職場環境の状況を把握し、普及活動の基礎資料とする。 調査期日 毎年9月末現在 (3) セミナーの開催 職場環境整備について、事業主や労働者等の理解を深める。 ・仕事と家庭の両立支援セミナー(時期：平成19年10月23日 場所：春日野荘 参加者数：105人) ・多様な働き方推進セミナー(県内3か所 11月：ゆとり創造月間) ・仕事と暮らしの調和セミナー(時期：平成20年1月 場所：大和郡山市、橿原市 参加者数：80人) ・出張ワーキングセミナー(時期：平成19年9月、平成20年1月、同2月 場所：田原本町、斑鳩町、奈良市 参加者数：112人)
管理職を対象とした研修の検討・実施 〔自治能力開発センター〕 (17,710)の一部 施策(3)-	性別にとらわれない人材の育成・活用を進めるため、管理職に対する研修の実施 管理者レベル1研修(新任課長補佐級職員) 管理者レベル2研修(新任課長級職員) 人権問題研修(県及び市町村役付職員)	性別にとらわれない人材の育成・活用を進めるため、管理職に対する研修の実施 管理者レベル1研修(新任課長補佐級職員) 104名 管理者レベル2研修(新任課長級職員) 52名 人権問題研修(県及び市町村役付職員) 215名
女性職員の人材育成・職域拡大の推進 〔人事課〕 〔(教)総務室〕 (-) 施策(3)-	女性職員を従来の枠にとらわれない分野やポストへ積極的に配置する。	女性職員を従来の枠にとらわれない分野やポストへ積極的に配置した。
係長級への女性登用の推進 〔人事課〕 〔(教)総務室〕 〔(教)教職員課〕 (-) 施策(3)-	将来の管理職としての資質を育成することを視野に入れた登用を進める。	将来の管理職としての資質を育成することを視野に入れて登用した。
管理職選考試験 〔(教)教職員課〕 (-) 施策(3)-	校長・教頭職への女性教員の登用を推進するため、管理職選考試験への積極的な受験を働きかける。	教頭試験女性受験者数 31名 (校長試験、教頭試験は隔年実施。平成18年度は校長試験女性受験者数34名)

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
奈良県特定事業主行動 計画の推進 [人事課] [(教)総務室] [(教)教職員課] (-) 施策 (3)-	・制度の正しい理解を促進(職場環境の整備、子育て応援ハンドブックの周知) ・育児休業等の取得を促進(育児休業中の職員への情報提供システムの運用・周知、男性の育休取得促進) ・働きやすい職場環境を目指す(時間外勤務の縮減、有給休暇取得促進)	・子育て応援ハンドブックの周知 ・育児休業中の職員への情報提供システムの運用 ・時間外勤務の縮減、有給休暇取得促進 ・本庁庁舎に勤務する職員の休憩時間及び勤務時間の見直し時に、育児、家事等の事情がある職員のために、従前制度(休憩時間を45分とし、勤務は17時15分まで)を存置。 ・遅出勤務制度の勤務時間を改正し、9時以外に8時45分から勤務開始できるようにした。
女性登用に有効な情報 提供の充実 [人事課] [(教)総務室] (-) 施策 (3)-	女性先輩職員が自らの経験を基に仕事と家庭生活を両立させるための適切なアドバイスができる体制づくりを引き続き検討する。	女性先輩職員が自らの経験を基に仕事と家庭生活を両立させるための適切なアドバイスができる体制づくりを検討した。
市町村男女共同参画・ 女性行政推進事業 [男女共同参画課] (1,088)の一部 施策 (3)-	市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議を開催。市町村における男女共同参画計画策定など諸施策の推進に向けた情報提供及び意見交換等を行う。 時期：平成20年6月13日 場所：奈良県社会福祉総合センター(橿原市)	市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議を開催。市町村における男女共同参画計画策定など諸施策の推進に向けた情報提供及び意見交換等を行った。 時期：平成19年6月14日 場所：奈良県社会福祉総合センター(橿原市)

その他事業一覧 (< >内は対応するプランの施策)

[自治能力開発センター]
女性公務員の人材育成・研修の充実<(3)- >

[男女共同参画課]
女性センター情報・相談事業(情報誌の発行)<(2)- >
働く女性の支援・対策事業<(2)- >
庁内推進体制の整備<(3)- >
女性センター講座・セミナー事業
(市町村男女共同参画担当者研修会)<(3)- >

[(教)教職員課]
教育長会や校長会での啓発<(3)- >

- 2 . 女性の人材育成と人材情報の提供

基本施策	具体的施策
(1) 女性の人材育成	女性の人材育成のための講座・セミナー等の充実 地域おこし、まちづくりを担う女性リーダーの育成 人権啓発に伴う身近なリーダー・指導者の養成
(2) 人材情報の収集・提供	女性の人材に関する情報収集と提供機能の充実 女性が参画した地域づくりの優良事例の情報提供

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
女性センター講座・セミナー事業 [男女共同参画課] (1,524)	女性のチャレンジ支援、男女共同参画の啓発、人材育成等各分野の講座・セミナーを開催し、学習機会を提供する。 ・女性のためのチャレンジ講座 ・チャレンジモデルセミナー ・男女共同参画いきいきサポーター養成講座 ・DV被害者支援を考える講座 ・市町村男女共同参画行政担当者研修会	女性のチャレンジ支援、男女共同参画の啓発、人材育成等各分野の講座・セミナーを開催し、学習機会を提供した。 ・女性のためのチャレンジ講座 128名受講 ・チャレンジモデルセミナー 345名受講 ・男女共同参画いきいきサポーター養成講座 52名受講 ・DV被害者支援を考える講座 129名受講 ・市町村男女共同参画行政担当者研修会 25名受講
施策 (1)-		
人権啓発に関する人材養成事業 [人権施策課] (482)	県・市町村職員あるいは地域のリーダーである自治会長を対象に、人権に関する広範な知識と時代に即した研修を実施する。 実施方法 (財)奈良県解放センターに委託	県・市町村職員あるいは地域のリーダーである自治会長を対象に、人権に関する広範な知識と時代に即した研修を実施。
施策 (1)-		
人権啓発指導者養成事業 [人権施策課] (3,320)	人権啓発リーダー養成事業 一般県民を対象に、身近な人権問題に気づき、その解決に向けた取組ができる地域における人権啓発リーダーを養成するための講座を開催する。 人権のまちづくりコーディネーター養成講座 人権を基本としたまちづくりを実現するため、地域におけるコーディネーターの資質を備えた市町村職員を養成するための講座を開催する。	人権啓発リーダー養成事業 一般県民を対象に、身近な人権問題に気づき、その解決に向けた取組ができる地域における人権啓発リーダーを養成するための講座を開催。 前期：平成19年7月17日～10月4日 7日間 13講座 後期：平成19年10月23日～平成20年1月24日 7日間 13講座 修了者：39人 人権のまちづくりコーディネーター養成講座 人権を基本としたまちづくりを実現するため、地域におけるコーディネーターの資質を備えた市町村職員を養成するための講座を開催。 平成19年8月16日～12月6日 5日間 10講座 修了者：13人
施策 (1)-		
女性人材バンク事業 [男女共同参画課] (137)	政策決定・意思決定の場への女性の登用、あらゆる社会活動への女性の参画を促進するため、女性人材情報を収集し、庁内・市町村に提供する。	政策決定・意思決定の場への女性の登用、あらゆる社会活動への女性の参画を促進するため、女性人材情報を収集し、庁内・市町村に提供した。 登録者数 508人(平成20年3月末現在)
施策 (2)-		

その他事業一覧 (< >内は対応するプランの施策)

[男女共同参画課]
「チャレンジサイトなら」の運営<(2)- >

- 2 . 多様な就業形態における条件整備

基本施策	具体的施策
(1) 多様な就業形態の促進と労働条件の改善	ワークシェアリングの普及推進 「労働基準法」の周知徹底 「パートタイム労働法及び指針」の周知徹底 「派遣元及び派遣先が講ずべき措置に関する指針」の周知徹底 「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知徹底 「雇用対策法」における求人の際の年齢制限是正の努力義務について周知徹底
(2) 就業に向けた能力開発等への支援	再就職に向けた相談・情報提供、講習の充実 企業の人材ニーズに対応した多様な職業訓練の実施 職業訓練生の就職支援 キャリアアップ、スキルアップのための技能検定機会の提供 就職に必要なパソコン等の技術講習会の開催 ジョブ・カフェを拠点とした若年層の就業相談、情報提供、セミナーの実施
(3) 起業等に対する支援や自営業者への経営情報の提供	起業に関する知識・技術を習得する機会の提供 起業家・自営業者等への情報提供と相談機能の充実 起業家・自営業者等への資金供給のための融資 起業家・自営業者等の交流・連携の促進 情報通信機器を活用したSOHOの支援 コミュニティビジネスの育成支援
(4) 農林水産業における女性の経営参画・社会参画の促進	農林業に携わる女性の技術習得、人材育成の促進 家族経営協定締結の推進による就労環境の整備 農業における女性の経営参画の促進 研修やコンサルティング等の実施による農業を核とした起業支援

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
ワークシェアリング普及促進事業 [雇用労政課] (-) 施策(1)-	社員・シャイン職場づくり推進事業に統合 (H20~)	・ワークシェアリング普及会議の運営 ・多様な働き方導入支援アドバイザーの派遣
職場環境整備普及啓発事業 [雇用労政課] (1,194) 再掲[1-1-(2)-] 施策(1)-	育児・介護との両立や、男女がともに働きやすい環境など仕事と生活の調和のとれた、雇用継続や職場復帰しやすい柔軟かつ多様な働き方ができる職場環境の整備を図る。 (1) 推進情報誌の発行 職場環境整備にかかる施策、法律解説や取組事例等の情報提供を図る。 ・回数と部数 年6回 各1,300部 ・配布先 事業所、労働組合、市町村、関係機関・団体 ・情報提供項目 職場づくりに関する情報 (2) 職場環境調査の実施 県内事業所の職場環境の状況を把握し、普及活動の基礎資料とする。 調査期日 毎年9月末現在 (3) セミナーの開催 職場環境整備について、事業主や労働者等の理解を深める。 ・仕事と家庭の両立支援セミナー(年1回) ・働きやすい職場づくり推進セミナー(県内3か所) ・仕事と生活の調和セミナー(年2回) ・出張労働安全衛生セミナー(年2回)	育児・介護との両立や、男女がともに働きやすい環境など仕事と生活の調和のとれた、雇用継続や職場復帰しやすい柔軟かつ多様な働き方ができる職場環境の整備を図る。 (1) 推進情報誌の発行 職場環境整備にかかる施策、法律解説や取組事例等の情報提供を図る。 ・回数と部数 年6回 各1,300部 ・配布先 事業所、労働組合、市町村、関係機関・団体 ・情報提供項目 職場づくりに関する情報 (2) 職場環境調査の実施 県内事業所の職場環境の状況を把握し、普及活動の基礎資料とする。 調査期日 毎年9月末現在 (3) セミナーの開催 職場環境整備について、事業主や労働者等の理解を深める。 ・仕事と家庭の両立支援セミナー(時期:平成19年10月23日 場所:春日野荘 参加者数:105人) ・多様な働き方推進セミナー(県内3か所 11月:ゆとり創造月間) ・仕事と暮らしの調和セミナー(時期:平成20年1月 場所:大和郡山市、橿原市 参加者数:80人) ・出張ワーキングセミナー(時期:平成19年9月、平成20年1月、同2月 場所:田原本町、斑鳩町、奈良市 参加者数:112人)

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
i センター運営事業 [雇用労政課] (30,322) 施策 (2)-	奈良しごとiセンター 場所奈良労働会館内 (奈良市)相談員5人 高田しごとiセンター 場所中和労働会館内 (大和高田市)相談員3人 各種職業情報提供・職業相談実施・職業情報 強化事業 しごとiセンターにおける「しごと情報ネット」 等を利用した各種職業情報の提供 就職支援技術講習事業しごとiセンターにお ける就職支援技術講習会の実施 パソコン定員192人 医療事務定員30人	相談件数:奈良9,542件、高田10,532件 インターネット検索利用者数:奈良463人、高田244人 就職支援技術講習 パソコン講習 修了者 189人うち就業者 93 人 医療事務講習 修了者 59人うち就業者 27人
中高年等再就職支援事業 [雇用労政課] (36,865) 施策 (2)-	中高年齢求職者の職業能力開発を行うため、 民間職業訓練施設等を活用した施設外訓練を 実施 経理・ビジネス等 5コース×17名 訓練生の就職支援業務を行う巡回就職支援指 導員 1名配置	経理、ビジネス等(5コース)実施 ・受講87人 ・修了80人 ・就職56人
若年者雇用対策推進事業 [雇用労政課] (2,448) 施策 (2)-	・ワンストップサービスセンター「ならジョ ブカフェ(ヤングコーナー)」の運営 ・高校生を対象とした就職フォーラム「ジョ ブサマースクール」の開催 ・若年未就職者を対象とした就職基礎能力向 上講座の実施	ジョブサマースクール参加者数:459人 高校生企業合同説明会参加者数:104人 未就職者ステップアップ事業利用者数:27人 カウンセリング利用件数:1,792件 ミニセミナー受講者数:255人 就職者数:314人(うち正社員 173人)
女性の再チャレンジ支 援事業 [男女共同参画課] (1,111) 施策 (3)-	女性の再就職と起業を支援するため、NPO との協働で事業を行う。 ・ジョブサポート倶楽部の開催 ・企業合同説明会の開催 ・女性起業家との交流会の開催 ・起業準備セミナーの開催 ・女性起業倶楽部の開催	
創業者事業化促進支援 事業(中小企業支援セ ンター事業) [工業支援課] () 施策 (3)-	事業終了	県内で創業計画がある起業家や創業直前・直 後の起業家を対象に、経営に関する実践的な 知識の習得、個別課題の解決策、資金調達・ 販路開拓の支援の場を提供。 ・開催時期 6月~10月 ・事業内容 ゼミ7回 個別コンサル2回 創 業者との懇談会1回
SOHO事業者支援事 業(中小企業支援セン ター事業) [工業支援課] (-) 施策 (3)-	県内SOHO事業者と中小企業が受発注取引 や幅広い企業内交流を行える場として、中小 企業支援センターホームページ上にSOHO 事業者の支援コーナーを開設し運用してい る。	中小企業支援センターホームページ上にSO HO事業者の情報を登録し、情報発信を支援 した。 SOHO事業者登録件数 55社

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
地域支え合いカンパ ニー支援事業 [長寿社会課] (2,639) 施策 (3)-	高齢者グループ(60歳以上が過半数)による 起業に対する支援 ・地域支え合いカンパニー支援事業 ・地域支え合いカンパニー創設支援事業 ・運営主体:(財)健やか奈良支援財団	高齢者グループ(60歳以上が過半数)による 起業に対する支援 ・地域支え合いカンパニー支援事業 相談件数:8件 ・地域支え合いカンパニー創設支援事業 創設団体数:3団体 ・運営主体:(財)健やか奈良支援財団
女性活動促進事業 [農業水産振興課] (832) 施策 (4)-	家族経営協定の締結等により男女共同参画社 会を推進し、農村地域のリーダーとして活躍 し得る女性に対して、能力の高度化を図るた めの研修を実施する。 ・農村女性能力向上研修	・次世代リーダー支援研修(8回、延べ研修 者数155名) ・女性起業活動高度化研修(16回、延べ研 修者数231名)

その他事業一覧 (< >内は対応するプランの施策)

[商工課]

新事業活動促進資金(創業支援)<(3)- >
商工会等女性部育成事業<(3)- >

[工業支援課]

やまと創業インキュベータ運営事業(奈良)<(3)- >
やまと創業インキュベータ運営事業(大和高田)<(3)- >
中小企業経営革新コンサルティング事業<(3)- >
総合相談窓口事業(中小企業支援センター事業)<(3)- >

[林政課]

研修事業<(4)- >
森林環境教育指導者研修<(4)- >
林業教室の開催<(4)- >

[雇用労政課]

人権差別による就職困難者に対する雇用促進対策<(1)- >
職業訓練事業<(2)- >
訓練生就職支援対策事業<(2)- >
技能向上対策事業<(2)- >
就職支援技術講習事業<(2)- >

基本目標 男女がともに支えあうライフスタイルの実現

- 1. とともに支えあう家庭生活の構築

基本施策	具体的施策
(1) 家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた生活への支援	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進 男女共同参画県民会議を核とした、職場・地域・家庭等における意識啓発の推進 家族が共同して家事を担うような意識啓発と学習機会の提供 男性の子育てや子どもの教育への参画促進
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てを支援する環境の整備	保育所等における多様な保育サービスや保育内容の充実 幼稚園における子育て支援の充実 放課後児童クラブの設置促進 市町村における子育て支援拠点づくりの促進 子育てに関する相談・情報提供の充実 子育てにかかる従事者の資質の向上 地域で子どもを育てる活動を推進する指導者、ボランティアの養成 子育てサークル活動促進のためのリーダー養成 子育てサークル間のネットワークづくりのための交流会等の開催 児童虐待防止の総合的な推進
(3) 高齢者の自立と介護を支援する環境の整備	高齢者の就労環境整備 高齢者の自主的活動のきっかけづくりや情報提供 高齢者の持つ知識や経験の有効活用 高齢者の再就職支援 シニア世代の創業・起業支援 女性に偏った介護役割意識の解消と男性の介護への参画促進 介護保険サービス提供事業者への支援 介護保険サービスを担う人材の育成 在宅福祉サービス・施設サービスの充実 介護サービス利用者に分かりやすい情報提供と相談体制の充実 高齢者虐待の防止及び認知症高齢者に対するネットワークの形成
(4) ひとり親家庭への自立支援策の推進	母子・父子家庭への保育サービスや家事援助などの生活支援の実施 母子家庭の母への就業相談や就業支援講習会等の就業支援の充実 母子家庭の母への教育訓練給付金や福祉資金の貸付等の経済支援の実施

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H20予算・千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
父親の子育て参加促進事業 [少子化対策室] (-) 施策 (1)-	19年度に作成した「パパと遊ぼう！」プログラムを使ったセミナーは、引き続きNPO等が実施している。少子化対策室が窓口になり、それらを広報するとともに、更に普及推進に努める。	カナダで実施された父親の子育て参加推進プロジェクトを調査・検証しモデル事業等の実施により本県への父親の子育て支援サービスの効果的な導入方策を検討。 「パパと遊ぼう！」プログラム作成・モデル事業の実施、「新米パパの子育てガイドブック」の作成、「支援者のためのガイドブック」の作成、ポジティブキャンペーンポスター作成、シンポジウム、モデル事業報告会の開催等
「家庭教育・家庭の日」の啓発普及 [青少年課] (-) 施策 (1)-	・ホームページや各種印刷物へのロゴマーク掲載による「家庭教育・家庭の日」の広報、啓発、趣旨の普及を行う	「家庭教育・家庭の日」開催イベント ・ユースの風フェスティバル・ニートを語る集い・こども夢広場・ボランティア協会キャンプ
「家庭教育・家庭の日」の啓発普及 [(教)教育研究所] (459) 施策 (1)-	・ホームページや各種印刷物へのロゴマーク掲載による「家庭教育・家庭の日」の広報、啓発、趣旨の普及を実施。 ・横断幕、懸垂幕による標語の掲示設置（5カ所）や家庭教育の歌「わが家のマーチ」出前合唱・合奏による啓発。	・ホームページや各種印刷物へのロゴマーク掲載による「家庭教育・家庭の日」の広報、啓発、趣旨を普及。 ・横断幕、懸垂幕による標語の掲示設置（5カ所）や家庭教育の歌「わが家のマーチ」出前合唱・合奏により啓発。

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
家庭教育支援総合推進事業 [(教)教育研究所] (-) 施策 (1)-	(「地域における家庭教育支援基盤形成事業」に移行)	家庭教育への父親の積極的な参加を促すため、「子育て企業フォーラム」を開催し、企業の男性社員等を対象に、家庭教育に対する意識の高揚と積極的な参加を促進。 日時：平成19年9月25日 場所：ハウス食品(株) 参加者：80名 内容：講演
地域における家庭教育支援基盤形成事業 [(教)教育研究所] (3,225) 施策 (1)-	家庭教育への父親の積極的な参加を促すため、「子育て企業フォーラム」、「お父さん出番ですよ！ミニフォーラム」を開催し、家庭教育に対する意識の高揚と積極的な参加を促進。また、「手伝い・あいさつキャンペーン」活動の展開により家庭において家族の一員としての自覚と協働を促す。	
一時保育事業 [こども家庭課] (47,250) 施策 (2)-	一時的保育や保護者の傷病等の緊急・一時的な保育需要に対応するため、一時保育事業を実施する保育所に対し経費を補助 一時保育事業(51ヶ所)、特定保育事業(7ヶ所)	一時保育事業実施施設：44か所 特定保育事業実施施設：7か所
休日保育事業 [こども家庭課] (1,848) 施策 (2)-	日曜・祝祭日等の保護者の就労により休日に保育に欠ける乳幼児のための休日保育事業に要する経費を補助 2ヶ所	休日保育実施保育所：3か所
放課後児童健全育成事業 [こども家庭課] (281,945) 施策 (2)-	保護者が昼間家庭にいない児童に適正な遊びや生活の場を与えて健全育成を図ることにより、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援する。146ヶ所	登録児童数：9761人 放課後児童クラブ数：187クラブ 補助対象クラブ数：139クラブ
地域子育て支援拠点事業 [こども家庭課] (140,696) 施策 (2)-	子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談等を行う地域の拠点を拡充することにより、地域全体で子育てを支援する基盤のさらなる形成を図るため事業の経費を補助 ひろば型20ヶ所 センター型22ヶ所	ひろば型：14ヶ所、センター型：24ヶ所
仕事と家庭の両立支援事業 [雇用労政課] (-) 施策 (2)-	職業生活と育児・介護を両立できる環境の整備促進、市町村へのファミリーサポートセンターの設置勧奨等	職業生活と育児・介護を両立できる環境の整備促進、市町村へのファミリーサポートセンターの設置勧奨等
地域組織(母親クラブ)活動育成費補助 [こども家庭課] (1,674) 施策 (2)-	母親等が中心となって、地域社会において児童の健全育成を進めることを目的に形成された組織の活動を支援する市町村に補助を行う。 13組織分	補助組織：13組織 補助基準額：1組織あたり189(千円)
なら子育て支援の輪づくり事業 [少子化対策室] (5,000) 施策 (2)-	県内を4ブロックにわけ、各ブロックごとに、それぞれの活動内容や報告、意見交換し、地域の事例や課題の検証をし、これからの支援のあり方、具体的なネットワークの可能性を探る。	

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
児童虐待防止支援事業 [こども家庭課] (12,120) 施策 (2)-	児童虐待が依然として深刻な状況にあることから、 に引き続き、中央こども家庭相談センターにおける24時間365日相談体制、こども支援課による支援体制等こども家庭相談センターの機能強化、児童虐待防止ネットワークの充実、市町村体制強化支援、広報啓発の推進により、児童虐待への対応を強化する。 11月の「児童虐待防止推進月間」にオレンジリボンキャンペーンを実施する。街頭キャンペーン、ラッピングバスの運行、シンポジウムを通じて、すべての人が児童虐待から子どもを守る意識を高める啓発活動を行う。	平成 年度に県こども家庭相談センターが受け付けた、児童虐待相談件数 570件 682件 夜間、休日相談対応件数(児童虐待以外も含む) 425件 549件 県内市町村虐待防止ネットワークの設置率 未69% 未74% 県及び市町村の相談体制の強化により、相談件数は伸びている。
仲間づくりのためのグループ・人材情報バンク事業 [長寿社会課] (913) 施策 (3)-	地域社会における高齢者の活動を活発化させるため、豊富な知識と経験を有する高齢者やシニアグループの情報収集・提供及び講師派遣を行うとともに、リーダーを中心として、仲間づくりの核となるサークルの情報提供と結成支援を行う。 ・人材バンク事業 ・サークル活動に関する事業 ・ホームページへの登録・更新事業(更新期間:随時更新)	地域社会における高齢者の活動を活発化させるため、豊富な知識と経験を有する高齢者やシニアグループの情報収集・提供及び講師派遣を行うとともに、リーダーを中心として、仲間づくりの核となるサークルの情報提供と結成支援を行う。 ・人材バンク事業 登録者数:グループ11、個人113 ・サークル活動に関する事業 サークル登録数:101 ・ホームページへの登録・更新事業(更新期間:随時更新)
高齢者総合相談センターの運営 [長寿社会課] (18,472) 施策 (3)-	高齢者及びその家族が抱える保健・福祉・医療等に係る各種の心配ごと、悩みごとに対する相談に応じるとともに、高齢者及びその家族等の福祉増進を図る。 ・設置場所:奈良県社会福祉総合センター4F(橿原市) ・一般相談:生きがい相談、家族・家庭に関する相談 専門相談:法律、医療、税金	高齢者及びその家族が抱える保健・福祉・医療等に係る各種の心配ごと、悩みごとに対する相談に応じるとともに、高齢者及びその家族等の福祉増進を図る。 ・設置場所:奈良県社会福祉総合センター4F(橿原市) ・一般相談:生きがい相談、家族・家庭に関する相談。相談件数:402件 専門相談:法律、税金、年金、医療及び保健、介護。相談件数:150件
介護支援専門員等への研修の実施 [長寿社会課] (4,351) 施策 (3)-	全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に要介護認定等が行われるよう認定調査員研修事業等を実施し、資質の向上を図る。 ・認定調査員研修 ・介護認定審査会委員研修 ・介護認定平準化研修 ・主治医研修	全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に要介護認定等が行われるよう認定調査員研修事業等を実施し、資質の向上を図る。 ・認定調査員研修 5/13 174名。5/15 267名。 ・介護認定審査会委員研修 3/6 196名。3/9 136名。 ・介護認定平準化研修 3/6 49名。3/9 34名。 ・主治医研修 4/3 11名。4/4 40名。1/27 230名。

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
地域包括支援センター 運営への支援 [長寿社会課] (5,735) 施策 (3)-	介護保険制度改革に伴い、各市町村において設置されることとなった「地域包括支援センター」の機能が十分に発揮されるよう適切な支援を行う。 ・地域包括支援センター職員研修事業 ・地域包括支援センターネットワーク支援事業	介護保険制度改革に伴い、各市町村において設置されることとなった「地域包括支援センター」の機能が十分に発揮されるよう適切な支援を行った。 ・地域包括支援センター職員研修事業 新任コース：42名 現任コース：54名 ・地域包括支援センターネットワーク支援事業 高齢者虐待防止初任者研修 地域包括支援センター部会（介護予防専門部会：1回、高齢者虐待専門部会：2回）
母子家庭等日常生活支援事業 [こども家庭課] (946) 施策 (4)-	母子家庭、寡婦、父子家庭の母等の自立促進のための通学や疾病、出張、学校等公的行事のため、一時的に家事援助や子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣	利用件数：112件
母子家庭等就業・自立支援センター事業 [こども家庭課] (19,201) 施策 (4)-	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、講習会、自立支援プログラム策定等を行い、母子家庭の母等の就業・自立支援を行う。	相談件数：2800件、バンク登録者：283人、講習会参加者：184人、就職者：139人

その他事業一覧 (< >内は対応するプランの施策)

[福祉政策課] ユニバーサルデザイン推進事業<(1)- >	[少子化対策室] 子育てホームページ運用事業<(1)- , (2)- > 「子育て不安ゼロ作戦」推進事業<(1)- , (2)- > なら結婚・子育て応援団事業<(2)- > 子育てサークルリーダー研修<(2)- > 子育て支援サークル等の県域ネットワーク構築事業<(2)- >
[長寿社会課] まほろばシニアリーダーカレッジの開催<(3)- > 地域支え合いカンパニー支援事業<(3)- > 事業者支援事業<(3)- > ホームページの充実<(3)- > 介護サービス情報の公表<(3)- > 高齢者虐待防止事業<(3)- >	[男女共同参画課] 男女共同参画広報啓発事業<(1)- > 女性センター講座・セミナー事業<(1)- > 男女共同参画県民会議事業<(1)- (3)- >
[こども家庭課] 子育て電話相談「安心子育てダイヤル」の運営<(2)- > 子育てホームページ運用事業<(2)- > 児童福祉施設職員等研修<(2)- > 要保護児童対策地域協議会 (市町村域児童虐待防止ネットワーク)の整備<(2)- > 自立支援教育訓練給付事業<(4)- > 母子寡婦福祉資金貸付事業<(4)- >	[雇用労政課] 職場環境整備普及啓発事業<(1)- > 定年の引き上げ、継続雇用制度の導入<(3)- > シニア世代経験活用・就業支援事業<(3)- > iセンター運営事業<(4)- >
	[(教)教育研究所] 家庭教育推進事業<(1)- > 幼稚園における子育て支援事業や子育て支援活動の実施<(2)- >

- 2 . 女性のチャレンジ支援

基本施策	具体的施策
(1) チャレンジ支援のためのネットワークの推進	インターネット等によるチャレンジ支援情報提供の充実 チャレンジ支援ネットワーク体制の整備 身近なロールモデルの積極的な情報提供
(2) 再チャレンジへの支援	チャレンジ支援講座の充実 女性の再就職、地域活動等に向けた相談・情報提供の充実 チャレンジ支援関係機関との連携による活動支援

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
「チャレンジサイトなら」の運営 [男女共同参画課] (156の一部) 施策 (1)-、(2)-	女性センターホームページ「チャレンジサイトなら」を通じて、ロールモデルの情報を広く提供する。	女性センターホームページ「チャレンジサイトなら」を通じて、ロールモデルの情報を広く提供した。アクセス件数 4,891件
チャレンジ支援ネットワーク協議会の運営 [男女共同参画課] (-) 施策 (1)-	関係機関の連携による効果的なチャレンジ支援を推進する。	協議会開催(年2回) 平成19年7月25日・平成20年2月22日
女子生徒の理工系へのチャレンジ推進事業 [男女共同参画課] (-) 施策 (2)-	女子高校生を対象に、科学技術に接し、理工系学部や職業についてロールモデルを通して学ぶことのできるイベントを1泊2日の日程で実施する。 日時:平成20年12月24日(水)~12月25日(木) 1泊2日 場所:奈良女子大学、大和ハウス工業株式会社他 内容:現役大学生によるキャンパスライフガイダンス、民間企業の展示施設の見学、ロールモデルによる職業ガイダンス	女子高校生を対象に、科学技術に接し、理工系学部や職業についてロールモデルを通して学ぶことのできるイベントを1泊2日の日程で実施。 日時:平成19年8月6日(月)~8月7日(火) 1泊2日 場所:奈良女子大学、シャープ株式会社総合開発センター、奈良県農業総合センター、奈良県社会教育センター 参加者:50名 内容:現役大学生によるキャンパスライフガイダンス、民間企業の展示施設の見学、ロールモデルによる職業ガイダンス
女性のチャレンジ応援事業 [男女共同参画課] (250) 施策 (2)-	チャレンジ意欲のある女性がチャレンジモデルから活動事例を学び、自らのチャレンジイメージを具体化できる場として、チャレンジ週間イベントを開催。 日時:平成21年3月上旬 場所:奈良県女性センター 内容:セミナー、パネルディスカッション、パネル展示等	チャレンジ意欲のある女性がチャレンジモデルから活動事例を学び、自らのチャレンジイメージを具体化できる場として、チャレンジ週間イベントを開催。 日時:平成20年3月4日~8日 場所:奈良県女性センター 参加者479名 内容:セミナー、パネルディスカッション、パネル展示等
女性の再チャレンジ支援事業 [男女共同参画課] (1,111) 再掲[2-2-(3)-] 施策 (2)-	女性の再就職と起業を支援するため、NPOとの協働で事業を行う。 ・ジョブサポート倶楽部の開催 ・企業合同説明会の開催 ・女性起業家との交流会の開催 ・起業準備セミナーの開催 ・女性起業倶楽部の開催	

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
<p>働く女性の支援・対策 [男女共同参画課] (3,596)</p> <p>再掲[2-1-(3)-]</p> <p>施策 (2)-</p>	<p>女性が継続就労できるように必要な職場環境についての調査研究を実施し、女性が働き続けられる要因と優良企業の取組事例を県内事業所や働く女性へ情報提供する。</p> <p>また、仕事と家庭の両立等女性が働くため、働き続けるための情報提供や相談を行う。(女性センター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 女性の継続就労調査研究事業 情報交換会の開催 3回開催 2. 働く女性のための情報相談事業 相談の実施 	<p>女性が継続就労できるように必要な職場環境についての調査研究を実施し、女性が働き続けられる要因と優良企業の取組事例を県内事業所や働く女性へ情報提供した。</p> <p>また、仕事と家庭の両立等女性が働くため、働き続けるための情報提供や相談を行った。(女性センター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 女性の継続就労調査研究事業 情報交換会の開催 3回開催 参加者23人 2. 働く女性のための情報相談事業 相談の実施 相談件数210件

その他事業一覧 (< >内は対応するプランの施策)

[男女共同参画課]
女性センター講座・セミナー事業
(女性のチャレンジ支援講座) <(2)- >

- 3 . 地域における男女共同参画の推進

基本施策	具体的施策
(1) ボランティア・NPO活動の推進	ボランティア・NPO活動等の参加促進のための情報収集と県民への情報提供 ボランティア・NPOと行政の協働の推進
(2) 男女で支えあう地域づくり活動の推進	男女共同参画を推進する人材の育成 男性の地域活動参加への意識啓発の推進 地域づくり活動への参加促進のための情報収集・提供 地域づくりの人材養成等々の開催

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
情報紙「スマイルズ」 発行事業 [協働推進課] (-) 施策 (1)-	-	ボランティア活動に関する各種情報を掲載した情報誌「スマイルズ」を作成・配布し、情報の提供並びに活動参加へのきっかけづくりとする。 年3回、各8,500部、A4判 8頁 配布先:市町村、市町村社協、ボランティア団体、NPO、学校、金融機関等
奈良ボランティアネット 運用事業 [協働推進課] (11,277) 施策 (1)-	インターネットによるボランティア活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」の運用を行うことにより、ボランティア・NPO活動の積極的な情報提供を行う。	インターネットによるボランティア活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」の運用を行うことにより、ボランティア・NPO活動の積極的な情報提供を行う。
ボランティア・NPO 活動支援事業 [協働推進課] (1,076) 施策 (1)-	「総合ボランティアセンター」及び「西奈良ボランティアセンター」に印刷機器、コピー機、パソコン、プリンター、貸出用ロッカーを設置し活動支援を行う。 総合ボランティア活動センター 貸出ロッカー 40個、コピー機 1台・輪転機 1台・パソコン 2台・プリンター 2台 (E/カ)各1台)を設置 西奈良ボランティアセンターの設置・運営 貸出ロッカー 24個、コピー機 1台・輪転機 1台・パソコン 2台・プリンター 1台 (E/カ)を設置	「総合ボランティアセンター」及び「西奈良ボランティアセンター」に印刷機器、コピー機、パソコン、プリンター、貸出用ロッカーを設置し活動支援を行う。 総合ボランティア活動センター 貸出ロッカー 40個、コピー機 1台・輪転機 1台・パソコン 2台・プリンター 2台 (E/カ)各1台)を設置 西奈良ボランティアセンターの設置・運営 貸出ロッカー 24個、コピー機 1台・輪転機 1台・パソコン 2台・プリンター 1台 (E/カ)を設置
県とNPOとの協働事業 提案制度事業 [協働推進課] (4,039) 施策 (1)-	NPOから協働して実施することでより高い効果が期待できる事業提案を募集し採択した事業について、県とNPOが協働で事業に取り組む。「ボランティア・NPO活動推進基金」を財源とする。 平成20年度 4事業の実施 平成21年実施事業の採択	NPOから協働して実施することでより高い効果が期待できる事業提案を募集し採択した事業について、県とNPOが協働で事業に取り組む。「ボランティア・NPO活動推進基金」を財源とする。 平成19年度 4事業の実施 平成20年実施事業の採択
地域貢献活動助成事業 [協働推進課] (5,209) 施策 (1)-	NPO等が地域貢献活動として行う事業に対し、助成を行う。 補助率 1/2、上限 50万円。 書類審査、公開プレゼンテーションを行い、決定。 平成20年度は、17事業に助成。 募集 4~5月、書類審査 6月、公開プレゼン 6月。	-

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
女性センター講座・セミナー事業 [男女共同参画課] (1,524) 再掲[1-2-(1)-] 施策 (2)-	女性のチャレンジ支援、男女共同参画の啓発、人材育成等各分野の講座・セミナーを開催し、学習機会を提供する。 ・女性のためのチャレンジ講座 ・チャレンジモデルセミナー ・男女共同参画いきいきサポーター養成講座 ・DV被害者支援を考える講座 ・市町村男女共同参画行政担当者研修会	女性のチャレンジ支援、男女共同参画の啓発、人材育成等各分野の講座・セミナーを開催し、学習機会を提供した。 ・女性のためのチャレンジ講座 128名受講 ・チャレンジモデルセミナー 345名受講 ・男女共同参画いきいきサポーター養成講座 52名受講 ・DV被害者支援を考える講座 129名受講 ・市町村男女共同参画行政担当者研修会 25名受講
地域づくり情報発信事業 [地域づくり支援課] (378) 施策 (2)-	地域づくり情報を発信し、県民の地域づくり活動への参加を促進する。	まほろば地域づくりネットにより、地域づくり情報を発信した。 メールマガジンを年12回発行(毎日25日発行)

その他事業一覧 (< >内は対応するプランの施策)

[地域づくり支援課]
 新世紀人材養成事業<(2)- >

[協働推進課]
 ボランティア体験キャンペーン事業<(1)- >
 NPO等と行政の交流セミナー事業<(1)- >

[男女共同参画課]
 男女共同参画県民会議事業<(1)- , (2)- >
 男女共同参画広報啓発事業(男女共同参画週間啓発事業)<(1)- >
 女性センター講座・セミナー事業(男性向け講座)<(2)- >

基本目標 男女の人権の尊重

- 1 . 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本施策	具体的施策
(1) 関係機関との連携による総合的な支援体制等の整備	女性に対する暴力根絶のための意識啓発 相談しやすい体制の整備 被害者の人権に配慮した職務関係者等への研修の充実 関係機関の連携
(2) 夫・パートナー等からの暴力防止対策の推進	被害者のさらなる被害（二次的被害）の防止等、被害者の人権に配慮した相談体制の充実 被害者とその子どもの自立支援
(3) 性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の防止の強化	性犯罪への厳正な対処 相談しやすい体制の整備 民間被害者援助団体との連携による被害者支援 ストーカー行為等への対策の推進 安全・安心なまちづくりの推進 「児童買春・児童ポルノ法」、「出会い系サイト規制法」等に基づく対策の推進 「奈良県青少年健全育成条例」に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導 「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づく対策の推進

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
女性に対する暴力防止対策事業 [男女共同参画課] (336)	DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民の意識啓発を図る。 ・女（ひと）と男（ひと）が築く人権フォーラムの開催 時期：平成20年11月13日（「女性に対する暴力をなくす運動」期間中） 場所：奈良市ならまちセンター市民ホール テーマ：「地域防災に男女の視点を！」 内容：基調講演、パネルディスカッション	DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民の意識啓発を図った。 ・女（ひと）と男（ひと）が築く人権フォーラムを開催 時期：平成19年11月25日（「女性に対する暴力をなくす運動」期間中） 場所：奈良県橿原文化会館小ホール 内容：基調講演 参加者：70名
女性センター講座・セミナー事業 [男女共同参画課] (1,524) 再掲[1-2-(1)-]	女性のチャレンジ支援、男女共同参画の啓発、人材育成等各分野の講座・セミナーを開催し、学習機会を提供する。 ・女性のためのチャレンジ講座 ・チャレンジモデルセミナー ・男女共同参画いきいきサポーター養成講座 ・DV被害者支援を考える講座 ・市町村男女共同参画行政担当者研修会	女性のチャレンジ支援、男女共同参画の啓発、人材育成等各分野の講座・セミナーを開催し、学習機会を提供した。 ・女性のためのチャレンジ講座 128名受講 ・チャレンジモデルセミナー 345名受講 ・男女共同参画いきいきサポーター養成講座 52名受講 ・DV被害者支援を考える講座 129名受講 ・市町村男女共同参画行政担当者研修会 25名受講
女性センター情報・相談事業（女性相談） [男女共同参画課] (12,725)	相談員、弁護士が、女性の様々な問題や悩みについての電話や面談による相談を行う。 電話相談、面接相談（予約制） 火～金 9:30～20:00 土 9:30～18:00 日・祝 9:30～17:00 弁護士相談は週3回（予約制）	相談員、弁護士が、女性の様々な問題や悩みについての電話や面談による相談 電話相談、面接相談（予約制） 火～金 9:30～20:00 土 9:30～18:00 日・祝 9:30～17:00 弁護士相談は週3回（予約制） 相談件数 3,501件
女性に対する暴力をなくす運動庁内連絡会議の開催 [男女共同参画課] (-) 施策(1)-	女性に対する暴力の根絶を目的に、庁内関係課・機関との連携を図る。	女性に対する暴力の根絶を目的に、庁内関係課・機関との連携を図った。 時期：平成19年11月21日（水）

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
非行・被害防止教室の開催 [警察本部] (-) 施策 (1)-	子どもに対する暴力など身近な犯罪を防止するため、県下の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等で非行・被害防止教室を開催	県下の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等において、非行・被害防止教室を開催～937回(延べ、174,788人)
DV被害者支援事業 [こども家庭課] (3,103) 施策 (2)-	DV被害者及び同伴児童に対する自立支援のため、相談業務の充実及び関係機関とのネットワークの構築を図る。	DV相談件数：1046件
一時保護所運営管理事業 [こども家庭課] (11,405) 施策 (2)-	DV被害者及び同伴者を緊急に保護する一時保護所の管理運営を行う。	一時保護人数：96人、同伴児：86人
安全やまとまちづくり 県民会議の運用 [安全・安心まちづくり推進課] (1,031) 施策 (3)-	女性に対する犯罪を防止するため安全やまとまちづくり県民会議に女性高齢者部会を設け、地域婦人団体連絡協議会等を通して意識啓発高揚及び自主防犯活動の促進を図る。 奈良県民大会の開催 日 時：平成20年10月8日午後1時30分～ 場 所：いかるがホール 内 容：講演、活動事例発表 参加者：約700人	女性に対する犯罪を防止するため安全やまとまちづくり県民会議に女性高齢者部会を設け、地域婦人団体連絡協議会等を通して意識啓発高揚及び自主防犯活動の促進を図る。 奈良県民大会の開催 日 時：平成19年10月7日午後1時30分～ 場 所：かしはら万葉ホール 内 容：講演、活動事例発表 参加者：約700人 自主防犯活動団体の冊子作成・配布 700部 防犯ハンドブックの作成 40,000部 平成19年11月1日、警察本部から事務移管
子どもに対する犯罪からの被害防止に係る取り組み [警察本部] (-) 施策 (3)-	子ども安全サポート情報システムの活用による県民への情報の配信 少年被害者支援専門部会の開催 地域や職域団体による児童見守り組織の拡充	子ども安全サポート情報システムの活用 県教育委員会等との情報の共有化を図り、県警察HPに109件の「子どもを犯罪の被害から守る条例」に関する情報を掲載し、県民への情報配信と被害防止を図った。 ・子どもの安全に関する情報件数 337件(18歳未満の者及び18歳の高校生) ・上記のうち、子どもに不安を与える事案の件数 141件(13歳未満で中学生を除く。) 平成19年7月及び11月に少年被害者支援専門部会を開催

その他事業一覧 (< >内は対応するプランの施策)

[こども家庭課]
女性相談対策事業<(1)- , (3)- >
配偶者等からの暴力被害者支援協議会の開催<(1)- >
要援護家庭支援の推進<(2)- >

[青少年課]
青少年非行問題等対策事業<(3)- >

[青少年課]
青少年非行問題等対策事業<(3)- >

[男女共同参画課]
女性センター講座・セミナー事業
(女性相談機関研修会)<(1)- >

[雇用労政課]
労使安定促進事業<(3)- >

[警察本部]
被害者等支援体制の確立<(1)- >
犯罪被害者支援のための取り組み<(2)- >
性犯罪被害者に係る対策<(3)- >
女性職員の配置<(3)- >
事件化等の推進<(3)- >
取締りの徹底と被害防止のための広報啓発活動の推進<(3)- >

- 2 . 生涯を通じた健康保持・増進と女性の身体的特性の尊重

基本施策	具体的施策
(1) 生涯を通じた健康づくりの推進	思春期における保健対策の推進 更年期における保健対策の推進 女性専門の保健医療の充実 心の健康づくりの推進 薬物乱用防止対策の推進 健やか生活習慣の推進
(2) 母性保護と母子保健対策の充実	妊娠、出産期における女性の健康支援 喫煙、飲酒等による身体への影響に関する情報提供 不妊に関する相談、情報提供の充実 不妊治療に対する助成
(3) 性の尊重についての認識の浸透	人権尊重の立場に立った性教育の充実 H I V / エイズ、性感染症対策の推進 性教育実践調査研究の推進

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
生涯を通じた女性の健康支援事業 [健康増進課] (1,134) 施策(1)-	健康教育及び女性健康支援センターにおける相談	健康教育事業：健康教室の開催21回、場所：保健所、県内学校、内容：ピアカウンセラーの養成、ピアカウンセラーによるピアエデュケーション 女性健康支援センター事業：電話相談109件、面接相談93回
女性専門の保健医療の充実 [医療管理課] (-) 施策(1)-	県立医科大学附属病院：女性専門外来の開設(H17.4～、有料)	県立医科大学附属病院：女性専門外来の開設(H17.4～、有料)
薬物乱用防止対策事業 [薬務課] (1,108) 施策(1)-	・薬物乱用による健康被害及び家庭、社会へ弊害について広く県民に認識いただくための啓発活動の推進を行う。 ・薬物乱用防止指導員の活動について知識面及び意識面における支援を行う。	・626ヤング街頭キャンペーンの実施(7/10) ・薬物乱用防止街頭キャンペーンの実施(10/27) ・不正大麻、けし撲滅合同パトロールの実施(5/10、6/8) ・薬物乱用防止指導員研修会の実施(10/11)
周産期医療体制の充実 [地域医療連携課] (-) 施策(2)-	周産期医療情報システムを運用することにより、NICU(新生児集中管理室)等設置病院の診療応需情報を一元的に把握し、産婦人科病院等の照会に応じる。	周産期医療情報システム 端末機器 7台 入力件数 1,868件 照会件数 48,722件
産婦人科一次救急医療体制の整備 [地域医療連携課] (78,511) 施策(2)-	産婦人科に対応できる病院や、診療所の協力を得て産婦人科の一次救急医療体制の確保を図る。	2007年8月妊婦救急搬送事案調査委員会における対応策の中での重要な課題である、産婦人科一次救急医療体制を平成20年2月より整備し、県内に必ず1箇所は一次救急に対応できる医療機関を確保した。 利用実績(平成20年2月～3月) 患者数 83名(うち救急車29名、入院が必要な患者16名)
喫煙対策の推進 [健康増進課] (1,615) 施策(2)-	たばこの害や喫煙防止、禁煙等について健康教育、調整会議の開催 未成年者や妊婦、非喫煙者を受動喫煙の害から守るため車内禁煙の推進を図る。	禁煙サポート体制の整備(保健所、健康増進課にて研修会、健康教育、調整会議の開催29回参加者2237人) 未成年者用リーフレット県内公立中学校一年生、公立高校一年生に配布30,000部 妊婦用リーフレット県内産婦人科医療機関へ配布15,000部

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
不妊専門相談センター - 事業 [健康増進課] (1,679) 施策(2)-	不妊に悩む夫婦に対する面接・電話相談	電話相談 59件 面接相談 10件
不妊治療費助成事業 [健康増進課] (49,206) 施策(2)-	不妊治療を受けた夫婦に対する助成	助成件数 体外受精・顕微授精 518件

その他事業一覧 (< >内は対応するプランの施策)

[健康増進課]

働き盛り世代の心の健康づくり<(1)- >
正しい食習慣獲得への支援<(1)- >
運動習慣定着への支援<(1)- >
未熟児・低体重児支援事業<(2)- >
エイズ対策促進事業<(3)- >

[(教)保健体育課]

健康教育推進事業<(3)- >

- 3 . 社会的に不利益な立場にある女性の人権の尊重

基本施策	具体的施策
(1) 社会的に不利益な立場にある女性の自立支援	就職差別、職場での差別撤廃に向けた事業主への啓発 職業能力の開発・技術習得の機会の拡充 障害者に対する在宅福祉サービスの充実と社会参加の促進 障害者の職場適応訓練等による就業支援 外国人のための日本語学習への支援 母子家庭の母等への保育サービスや家事援助などの生活支援の実施 母子家庭の母への就業支援講習会等による就業支援の充実 母子家庭の母への教育訓練給付金や福祉資金の貸付等の経済支援の実施
(2) 相談・情報提供の充実	関係機関との連携による相談体制の充実 職業相談・情報提供の充実 企業内における人権教育の推進（相談・指導）及び関係機関との連携強化 点字・音声などによる情報提供の充実 外国語による生活情報の提供

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
企業内人権問題推進事業 [商工課] (278) 施策(1)-	・企業主人権・同和問題研修会の開催 ・各種研修会への参加要請 ・啓発冊子の配布	・企業主人権・同和問題研修会の開催 (1/23 社会福祉総合センター 参加者数281名) ・各種研修会への参加要請 ・啓発冊子の配布
職場適応訓練事業 [雇用労政課] (75,118) 施策(1)-	職場適応訓練手当の支給 長期訓練 重度300人/月 重度以外200人/月 短期訓練 28人/日 職場適応訓練実施事業所委託60事業所	職場適応訓練手当の支給 長期訓練 重度223人/月 重度以外142人/月 短期訓練 0人/日 職場適応訓練実施事業所委託23事業所
母子家庭等日常生活支援事業 [こども家庭課] (946) 再掲[3-1-(4)-] 施策(1)-	母子家庭、寡婦、父子家庭の母等の自立促進のための通学や疾病、出張、学校等公的行事のため、一時的に家事援助や子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣	利用件数：112件
母子家庭等就業・自立支援センター事業 [こども家庭課] (19,201) 再掲[3-1-(4)-] 施策(1)-、(2)-	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、講習会、自立支援プログラム策定等を行い、母子家庭の母等の就業・自立支援を行う。	相談件数：2800件、バンク登録者：283人、講習会参加者：184人、就職者：139人
外国人生活相談窓口設置事業（シルク財団） [国際観光課] (4,263) 施策(2)-	外国人が奈良での生活をスムーズに快適に過ごすことができるよう、生活相談窓口をなら・シルクロード博記念国際交流財団に設置するほか、法律相談会を開催する。 (英語・中国語・ポルトガル語・日本語)	生活相談件数 242件 出前相談会 平成19年10月17、23日
母子及び寡婦福祉対策事業 [こども家庭課] (26,288) 施策(2)-	母子家庭及び寡婦の自立に必要な助言・指導を行う母子自立支援員及び母子福祉委員を設置し、その福祉の増進に努める。 母子自立支援員 6人 母子福祉委員 105人	相談件数：5,774件
人権相談ネットワーク推進事業 [人権施策課] (522) 施策(2)-	なら人権相談ネットワークにおいて、相談員の資質向上・情報交換並びに県民に相談の重要性を啓発するため、相談支援フォーラム相談員研修会を開催する。	なら人権相談ネットワークにおいて、相談員相互の情報交換、相談員の知識の向上及び相談内容に応じたきめ細かな連携ができることを目的に、相談員研修会（2回）を開催。

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
企業内人権センターの運営 [商工課] (5,979) 施策(2)-	・企業内研修を促進するため、企業への巡回指導及び人権・同和問題の啓発指導を実施。 ・雇用情報の収集及び情報提供	・企業内研修を促進するため、企業への巡回指導及び人権・同和問題の啓発指導を実施。 (訪問件数 587件) ・雇用情報の収集及び情報提供
視覚障害者福祉センター管理運営事業 [障害福祉課] (2,410) 施策(2)-	視覚障害者に点字図書・録音図書などを通じてあらゆる情報を奨励、提供し、社会生活に積極的に参加させる環境づくりのため、情報のサービス向上を図る。	貸出タイトル数：点字図書 439、録音図書 5,207、デージー図書 7,200
在住外国人向け生活情報提供事業(シルク財団) [国際観光課] (4,618) 施策(2)-	多言語で実生活に即応しうる生活情報をホームページに掲載するほか、携帯サイトのメール送信等により情報提供を行う。 ホームページ(英語・中国語・ハンガール・ポルトガル語・スペイン語・日本語) 携帯サイト(英語・中国語・ポルトガル語・やさしいにほんご・日本語)	ホームページ「HELLO NARA」による情報提供 多言語掲載サイト 平成19年10月掲載開始 メール配信 平成19年12月配信開始

その他事業一覧 (< >内は対応するプランの施策)

[障害福祉課]

共同生活援助等事業<(1)- >
 障害者社会参加総合推進事業<(1)- >
 市町村障害者社会参加促進事業<(1)- >
 障害者110番事業<(2)- >
 身体障害者相談員設置事業<(2)- >
 知的障害者相談員設置事業<(2)- >
 即時情報ネットワーク事業<(2)- >
 障害者情報提供事業<(2)- >

[こども家庭課]

自立支援教育訓練給付事業<(1)- >
 母子寡婦福祉資金貸付事業<(1)- >

[人権施策課]

相談員資質向上講座開催事業<(2)- >

[男女共同参画課]

女性センター情報・相談事業(女性相談)<(2)- >
 女性センター講座・セミナー事業
 (女性相談機関研修会、交流会)<(2)- >

[雇用労政課]

人権差別による就職困難者に対する雇用促進対策<(1)- >
 障害者委託訓練事業<(1)- >
 iセンター運営事業<(1)- , (2)- >

[(教)人権・社会教育課]

在日外国人日本語講座開催事業<(1)- >

基本目標 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

- 1 . 男女共同参画に関する意識啓発の推進

基本施策	具体的施策
(1) 固定的な性別役割分担意識の払しょく と社会における慣行の見直し	事業者・民間団体・県民と連携した広報・啓発活動 職場・家庭・地域における慣行（社会通念・習慣・しきたり）の見直しに向けた啓発 男女共同参画の視点からの施策や事業の見直し 女性センターを拠点とした学習機会の充実と情報提供 男性に向けた広報・啓発の充実 行政職員に対する意識啓発 各種メディアの幅広い活用による県民にわかりやすい広報・啓発活動 男女共同参画の理念、「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義についてのわかりやすい広報・啓発活動 人権に関する啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用 国・市町村・団体等との連携による人権啓発活動の充実
(2) 国際的視野に立った男女共同参画の状況把握と情報提供	男女共同参画関連施策の推進状況の公表 女性センターを拠点とした情報収集・提供の充実 男女共同参画に関する統計情報の収集及び、わかりやすい情報提供
(3) メディアを通しての女性の人権の尊重 とメディア・リテラシーの確立	行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進 メディアにおける女性の人権の尊重に向けた自主的な取組の促進 インターネットによる人権啓発活動の推進 メディア・リテラシーの学習機会の提供

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
男女共同参画県民会議 事業 [男女共同参画課] (721) 再掲[1-1-(2)-] 施策(1)-	男女共同参画社会の実現に向けての社会的気運を盛り上げるため、県民・事業者・関係団体・市町村等が一体となって男女共同参画社会を推進していく体制づくりとして県民会議を設置し、それぞれの立場で自主的に男女共同参画に関する事業に取り組んでもらうことで、男女共同参画の浸透及び定着を図る。 奈良県男女共同参画県民会議の開催 ・総会 年2回 ・部会 事業推進部会 年3回 啓発推進部会 年2回 県民フォーラムの開催 時期：平成21年1月 場所：大和郡山市内 内容：基調講演、パネルディスカッション、パネル展示	奈良県男女共同参画県民会議の開催 ・総会 6月12日、2月29日 ・部会 事業推進部会 7月10日、12月20日 啓発推進部会 7月13日、12月12日 ・委員会 女性のチャレンジ推進委員会 7月31日、10月30日 男女のライフスタイルを考える委員会 8月2日、10月23日 ・男女共同参画県民会議通信「すてっぷ」第6号の発行 15,000部
男女共同参画広報啓発 事業 [男女共同参画課] (1,330) 施策(1)- (3)-	男女共同参画社会の実現をめざし、啓発パンフレットの発行、男女共同参画週間啓発事業、進捗状況報告書の作成等を行う。 ・啓発パンフレット ・進捗状況報告書「奈良県の男女共同参画」の作成。 関係機関にメールで送付。HPに掲載。	男女共同参画社会の実現をめざし、啓発パンフレットの発行、男女共同参画週間啓発事業、進捗状況報告書の作成等を行った。 ・啓発パンフレット テーマ「わたしの働く見本帖～働く女性と企業を応援します～」 部数 15,000部 ・進捗状況報告書 「奈良県の男女共同参画」の作成 300部 HPに掲載

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
庁内推進体制の整備 [男女共同参画課] (-) 施策 (1)- 、(3)-	県男女共同参画推進本部を核とし、職員の意識啓発推進および施策の検討を行う。	県男女共同参画推進本部を核とし、職員の意識啓発推進および施策の検討を行った。
女性センター情報・相談事業(情報提供) [男女共同参画課] (156) 施策 (1)- 、 (2)-	ホームページ等を通じた情報提供、又、情報資料コーナーを設置し、情報提供を行う。 ・ホームページ 女性センターホームページ チャレンジサイトなら ・情報資料コーナー 男女共同参画の推進に必要な資料、図書、ビデオ等を収集整理し、貸出し・閲覧・ビデオ視聴に応じていく。	ホームページ、情報誌「Vivisimo!輝き」等による情報提供、情報資料コーナーの設置し、情報提供を行った。 ・情報誌「Vivisimo 輝き！」 A4版 8頁 7,000部、年2回発行 ・ホームページ 女性センターホームページ チャレンジサイトなら
男も家事(おもかじ)いっぱい推進事業 [男女共同参画課] (400) 施策 (1)-	女性の育児負担の軽減と就労促進に向け、子育て世帯の男性を主な対象に、家事・育児への積極的な参画を促進するための啓発事業を実施する。 時期：平成20年10月19日 平成20年10月26日 場所：イオモール榎原アルル サッシャインコート イオ高の原ショッピングセンター 平安コート 内容：トーク&クッキングショー	女性の育児負担の軽減と就労促進に向け、子育て世帯の男性を主な対象に、家事・育児への積極的な参画を促進するための啓発事業を実施した。 時期：平成19年11月10日 場所：イオモール榎原アルル サッシャインコート 内容：トークショー、人形劇
人権情報誌「かがやき・なら」の発行 [人権施策課] (-) 施策 (1)-	「啓発資料の作成事業」に統合	人権問題を身近に感じる記事、人権に関する最新の情報等を掲載した情報誌を年3回発行。
啓発資料の作成事業 [人権施策課] (2,114) 施策 (1)-	啓発冊子の印刷、配布 H19年度に作成(企画)した人権啓発冊子を印刷、関係機関に配布する。 啓発情報誌「かがやき・なら」の発行(H20から統合) 発行時期 平成20年7月・12月 発行部数 11,000部 / 1回	人権問題に関する県民の理解と関心を喚起するため、人権啓発冊子を作成。(平成19年度は冊子の企画)
差別をなくす強調月間 [人権施策課] (1,843) 施策 (1)-	7月を「差別をなくす強調月間」と定め、関係課、市町村と連携し、啓発ポスターの掲示、募集した人権啓発ポスター・標語の優秀作品の展示等様々な啓発活動を実施する。	7月を「差別をなくす強調月間」と定め、関係課、市町村と連携し、啓発ポスターの掲示、募集した人権啓発ポスター・標語の優秀作品の展示等様々な啓発活動を実施した。
男女共同参画関連施策の推進状況の公表 [男女共同参画課] (0) 再掲[5-1-(1)-] 施策 (2)-	・進捗状況報告書「奈良県の男女共同参画」の作成。 関係機関にメールで送付。HPに掲載。	・進捗状況報告書「奈良県の男女共同参画」の作成。300部。 HPに掲載。

その他事業一覧 (< >内は対応するプランの施策)

[人権施策課]

人権週間街頭啓発事業<(1)- >
ふれあい人権ひろば開催事業<(1)- >
人権啓発ソフト作成事業<(1)- >
「ラッピングバス」運行事業<(1)- >
人権啓発ソフト活用事業<(1)- >
「なら・ヒューマンフェスティバル」開催事業<(1)- >
人権ホームページの運用<(3)- >

[男女共同参画課]

女性センター講座・セミナー事業<(1)- 、(3)- >
女性センター講座・セミナー事業(男性向け講座)
<(1)- >

- 2 . 男女共同参画を推進する学習の充実

基本施策	具体的施策
(1) 家庭・学校等における男女共同参画を推進する教育の充実	保育所等における男女共同参画に関する取組の促進 幼稚園・学校等における男女共同参画の意識を育てる教育内容の充実 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 家庭教育を支援できる人材の派遣 家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実強化 勤労観、職業観を育成し、男女共同参画の意識を育てる教育内容の充実 教職員、管理職への男女共同参画に関する研修の充実
(2) 地域における男女共同参画を推進する学習への支援	女性センター・社会教育センター等におけるライフステージに応じた講座開催 生涯学習情報提供の充実 人権に関する学習機会の提供の充実 人権教育学習教材の提供 県内女性グループの活動・交流促進

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
青少年社会的自立支援事業（自立心を育む親子読本作成事業） [青少年課] (-) 施策(1)-	事業終了	次代を担う青少年の社会的自立を促進するため、乳幼児をかかえる家庭の保護者を対象に、子どもの自立心を醸成する親子読本を作成、配布する。また内容周知の観点から、保護者向けの年6回説明会を開催。 ・増刷：A4 16,000部 説明会：幼稚園・保育所 所在籍児童等の保護者・教員対象
家庭教育支援総合推進事業 [(教)教育研究所] (-) 再掲[3-1-(1)-] 施策(1)-	(「地域における家庭教育支援基盤形成事業」に移行)	家庭教育への父親の積極的な参加を促すため、「子育て企業フォーラム」を開催し、企業の男性社員等を対象に、家庭教育に対する意識の高揚と積極的な参加を促進。 日時：平成19年9月25日 場所：ハウス食品(株) 参加者：80名 内容：講演
家庭教育推進事業 [(教)教育研究所] (344) 施策(1)-	家庭教育に関する意識高揚を図るため、生涯学習放送番組「いきいき家族」放送。 <放送>3回 「親子のある一日」(6/28) 「おいしく食べて元気な体と心に」(9/13) 「コミュニケーションの力をそだてよう」(12/20)	家庭教育に関する意識高揚を図るため、テレビ番組「いきいき家族」放送。 <放送>3回 「コミュニケーションの力をそだてよう」(4/28) 「本との出会い」(6/2) 「親子のある一日」(6/23)
キャリアセミナーへの講師派遣事業 [(教)教育研究所] (-) 施策(1)-	事業終了	県立高校6校において9回の講習を実施。NPOから派遣された講師により、10年先を見越したキャリアプランの作成や、職業人インタビューに当たったのビジネスマナーなどの講習を行った。
教職員研修事業 [(教)教育研究所] (-) 施策(1)-	初任者研修講座 対象：小・中・高・特別支援学校初任者 内容：男女共同参画社会を目指して 10年経験者研修講座 対象：小・中・高・特別支援学校10年経験者 内容：今後の人権教育の在り方を考える - 男女共同参画社会の実現に向けて - 講師：舟橋正枝(中央労働災害防止協会メンタルヘルス推進支援専門家) 管 理職「危機管理」夏期セミナー 対象：小・中・高・特別支援学校の管理職 内容： スクールセクハラの現状と課題 講師：県くらし創造部人権施策課員	スキルアップ人権教育研修会 対象：教員(幼・小・中・高・特) 内容：人権課題を考える - DV虐待の現場から - 講師：味沢道明(日本家族再生センター所長) 53名受講 初任者研修講座 対象：小・中・高・特別支援学校初任者 内容：男女共同参画社会を目指して ~ 授業から迫る男女共同参画社会 ~ 171名受講

事業名 [担当課]/(H20予算:千円)	平成20年度 事業概要	平成19年度 事業実績
社会教育推進事業 [(教)人権・社会教育課] (1,668) 施策(2)-	人権に関わる今日的な課題の解決のため、ひとりひとりの人権感覚、人権意識の向上の大切さについて広く啓発する。 対象：市町村行政職員、県内在住・在勤者	人権教育セミナー 対象：市町村生涯学習・社会教育関係者、教職員、市町村職員、県内在住・在勤者 内容：男女共同参画社会をめざして 講師：鈴木知英子（かしば女性会議代表）
人権教育推進指導者養成講座 [(教)人権・社会教育課] (-) 施策(2)-	市町村における人権教育の充実を図るための指導者を養成を行う研修会を開催する。 5講座開催予定（9月～10月）	5講座開催（参加者数 87人） 第1・2・3講座：H19.9.6、H19.9.7、H19.9.13 県立教育研究所 第4講座：H19.9.27 葛城市当麻地区公民館 第5講座：H19.10.1 県立教育研究所
教育放送番組制作・放送事業 [(教)教育研究所] (2,314) 施策(2)-	「明日への対話」シリーズ『男女共同参画社会の実現を目指して』の制作・放送 その他、人権教育の生涯学習番組の放送 8本	「明日への対話」シリーズ『共生社会の実現に向けて -心のバリアフリー-』の制作・放送 その他、人権教育の生涯学習番組の放送 11本
女性団体活動支援事業 [男女共同参画課] (343) 施策(2)-	女性センターを拠点として活動している女性団体・女性グループ等のために活動支援コーナーを設け、女性団体の等の活動を支援する。	女性センターを拠点として活動している女性団体・女性グループ等のために活動支援コーナーを設け、女性団体の等の活動を支援 支援コーナー利用者数 1,603人 地域女性グループ登録数 90

事業一覧（再掲事業を含む。 < >内は対応するプランの施策）

[総務課]

私立学校人権教育推進事業<(1)- >

[こども家庭課]

児童福祉施設職員等研修<(1)- >

[人権施策課]

「人権の花運動」事業<(2)- >

「人権ワークショップ」開催事業<(2)- >

[男女共同参画課]

男女共同参画県民会議事業<(1)- >

女性センター講座・セミナー事業<(2)- >

[生涯学習・スポーツ振興課]

生涯学習情報誌「まなび奈良」発行<(2)- >

[(教)人権・社会教育課]

高校生用リーフレットの作成・配布<(1)- >

人権教育推進者研修会<(1)- >

人権教育推進リーダー研修会<(2)- >

ホームページでの紹介<(2)- >

[教育研究所]

男女共同参画を推進する学習の充実<(1)- >

電話教育相談事業<(1)- >

5. データでみる奈良県の男女共同参画

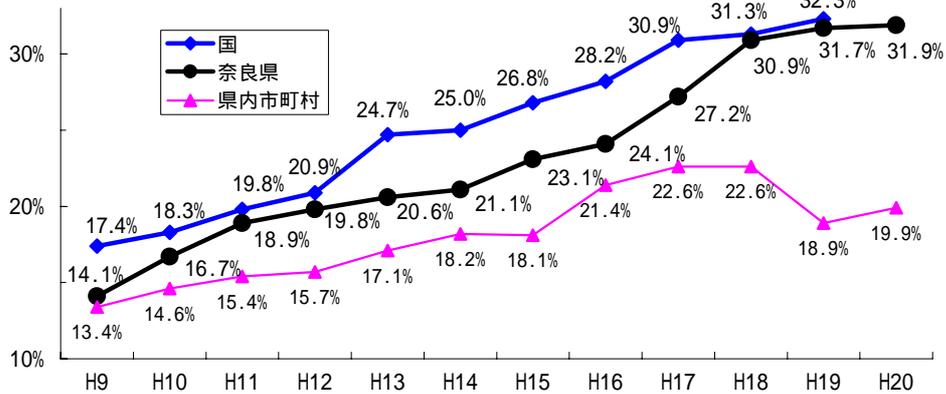
基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

県の審議会等委員での女性比率は、30%以上を維持している。
市町村の審議会等での女性比率は、20%前後で推移している。増えない理由としては、各種団体の長（主に男性）が委員となることが多いためなど。

図表 1

審議会等委員における女性委員の割合の推移

(国 = 内閣府男女共同参画局調べ・9月30日現在。県 = H10以前：8月1日現在、H11以降：3月31日現在。
市町村 = 男女共同参画課調べ・H14以前：4月1日現在、H15以降：3月31日現在。)

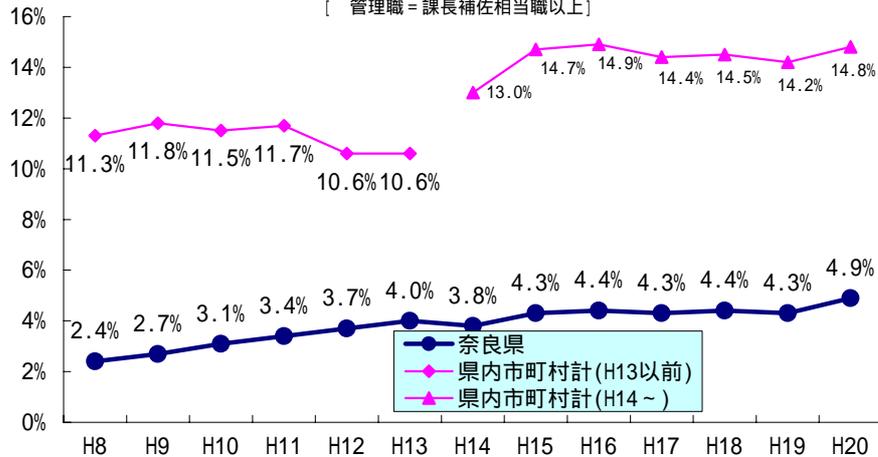


平成20年4月1日現在、県で4.9%、市町村で14.8%となっている。依然低位である。

図表 2

県・市町村職員における女性管理職割合の推移

(市町村：13年度以前一般行政職のみ(総務省調査)、14年度以降は教職員除く・男女共同参画課調べ・各年4月1日現在)
(奈良県：教職員、医療関係職及び派遣・出向を除く・男女共同参画課調べ・各年4月1日現在)
[管理職 = 課長補佐相当職以上]



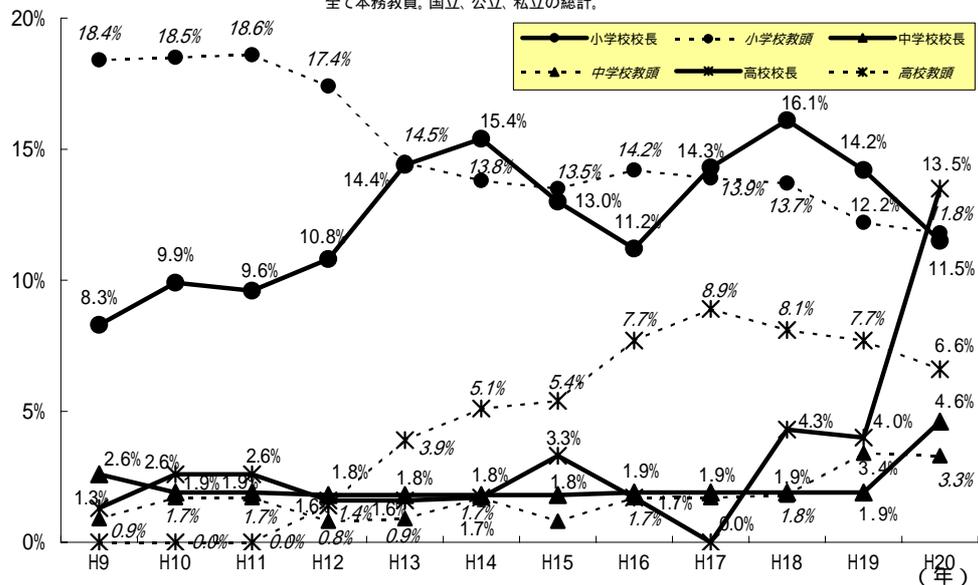
小学校の校長・教頭は、女性が1割を超えているが、そのほかは低位で推移してきた。

本年、高校での女性校長の率が急増したが、これは例年のように選任した結果である。

図表 3

学校管理職(学校長、教頭)における女性割合の推移 (奈良県)

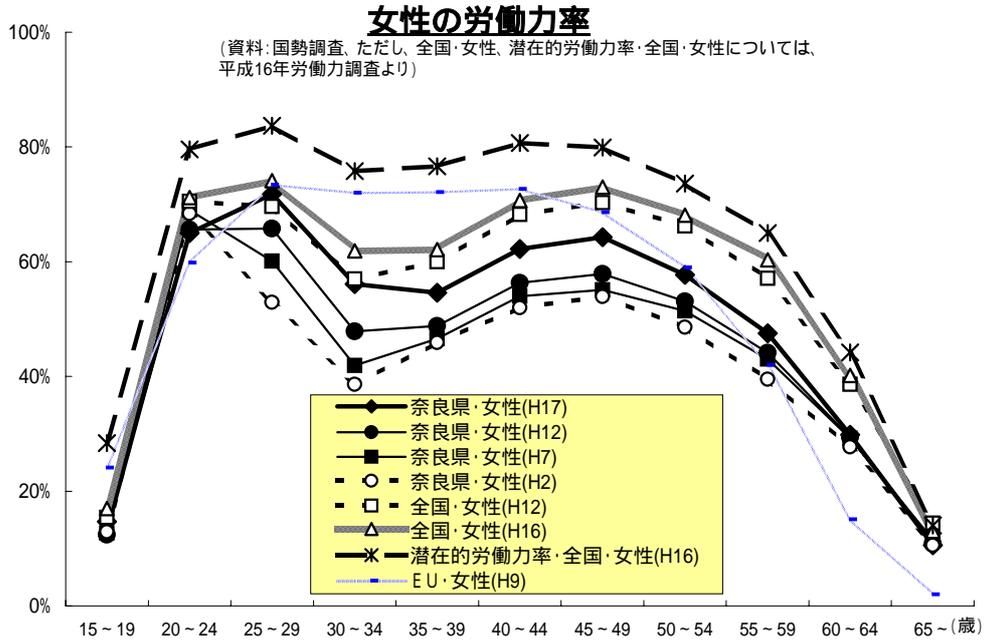
(文部科学省「学校基本調査」、奈良県教育委員会「学校基本数一覧表」各年5月1日現在) 全て本務教員。国立、公立、私立の総計。



基本目標 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり

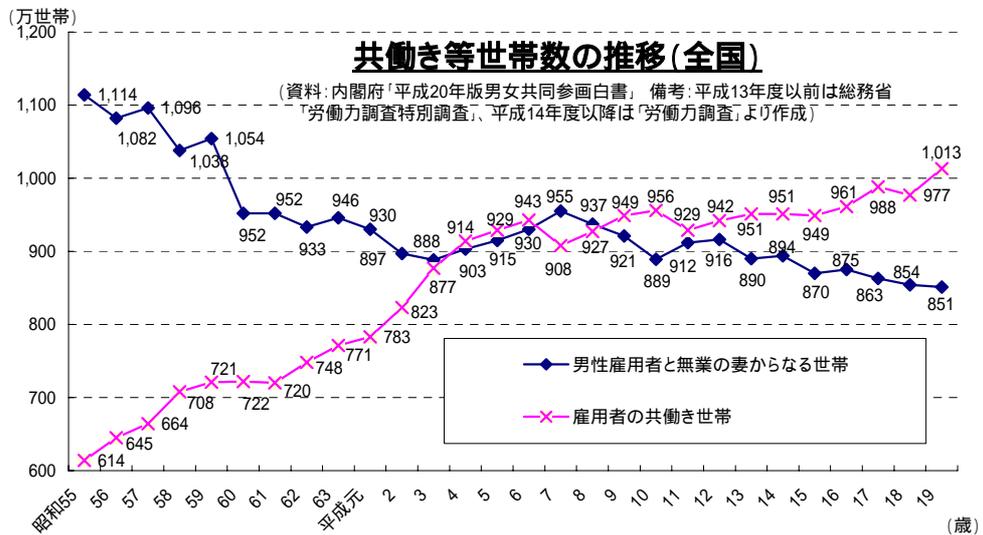
図表4

女性の労働力率は、M字型曲線を描いているが徐々にゆるやかにようになってきている。女性の潜在的労働力率（全国）は、子育て期（30～34歳）においても70%を超えている。
 奈良県では、すべての年代で労働力率が全国平均を下回っている。



図表5

昭和55年以降、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っている。
 その背景として、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化などがあると考えられている。



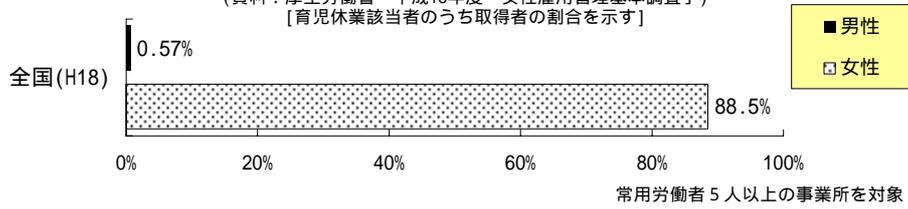
女性は、該当者の6～7割程度が育児休業を取得しているのに対し、男性では極めて取得率が低い。

なお、厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(平成13年度)では、働く女性は第1子出産後、約7割が離職している結果となっている。

図表6

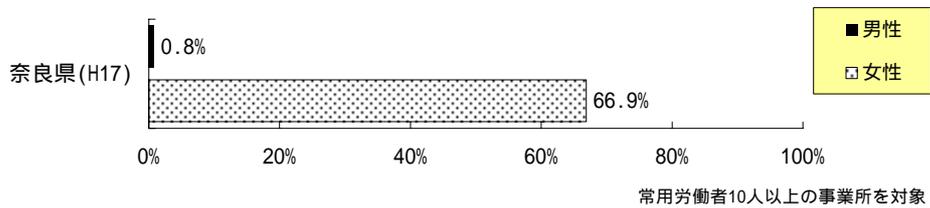
事業所における育児休業の取得状況(全国)

(資料：厚生労働省「平成18年度 女性雇用管理基本調査」)
[育児休業該当者のうち取得者の割合を示す]



事業所における育児休業の取得状況(奈良県)

(資料：奈良県雇用労政課「平成17年度育児・介護休業制度、定年制・退職金に関する調査」)[育児休業該当者のうち取得者の割合を示す]

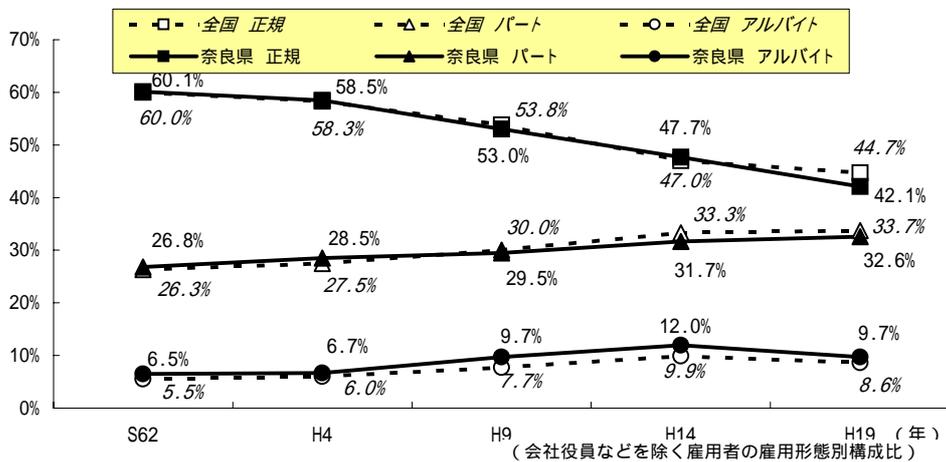


全国・奈良県ともに近年急激に正規雇用が減少し、パートタイム、アルバイトなど不安定な雇用が増加している。

図表7

就業形態別女性の雇用状況 年次推移

(資料：総務省「平成19年就業構造基本調査」)



基本目標 男女がともに支えあうライフスタイルの実現

図表 8

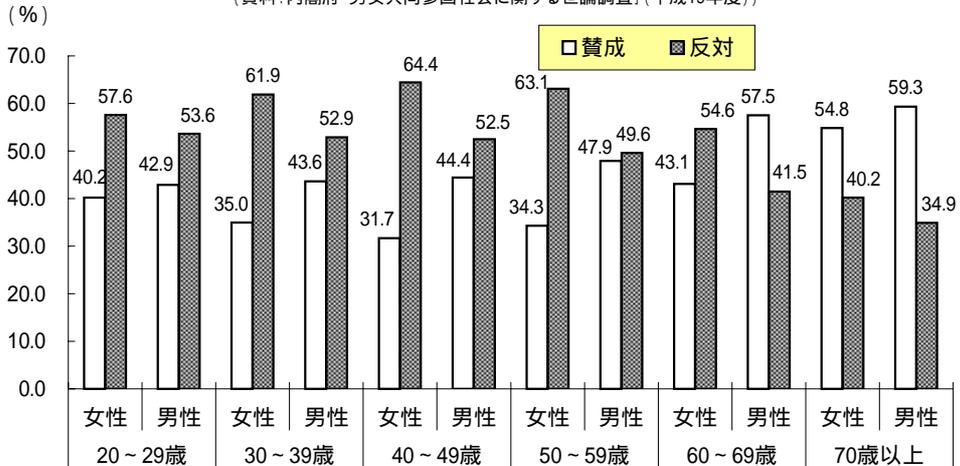
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について(全国)

(資料:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年度))

性別役割分担について、2年9ヶ月ぶりに実施された調査。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、前回同様、反対が賛成を上回り、今回、初めて5割を超えた。

しかし、年代による差も大きく、概ねより高齢の世代がこの考え方に賛成する傾向にある。

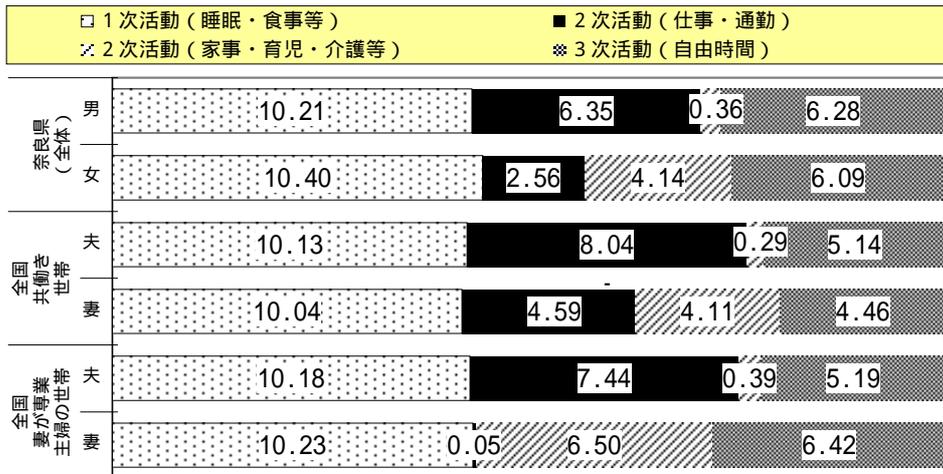


図表 9

夫婦の生活時間

(奈良県 = 奈良県統計課「社会生活基本調査」(平成18年))
(全国 = 総務省「社会生活基本調査」(平成18年))

妻が仕事を持っている・いないにかかわらず、夫の家事等に費やす時間は30分前後とあまり変化はみられない。



(時間・分)

図表 10

合計特殊出生率の推移

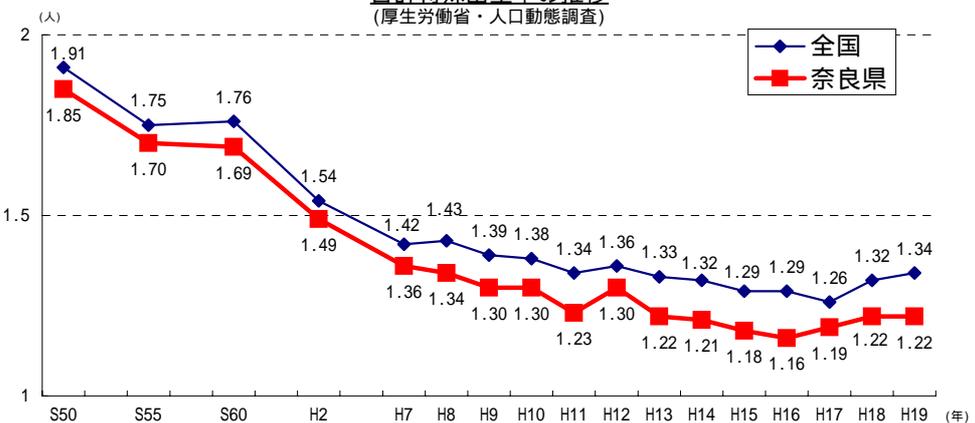
(厚生労働省・人口動態調査)

平成17年の全国の合計特殊出生率は1.26と過去最低となったが、奈良県は1.19と上昇に転じている。

全国の合計特殊出生率も上昇に転じたが、これは出生数が6年ぶりに増加に転じたことと、年齢別女子人口が減少していることによる。

(合計特殊出生率)

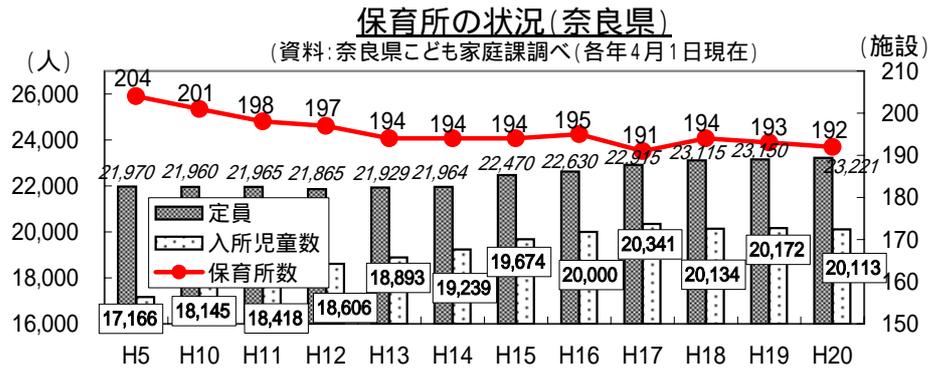
15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年齢別出生率で一生涯に生むとしたときの子どもの数に相当する。



図表11

入所児童数は、近年横ばい状態であるが、定員は微増している。

これは、市町村全体としての要保護児童数は横ばい状態であるが、要保護児童数の増により定員を増やしている市などがあるためである。

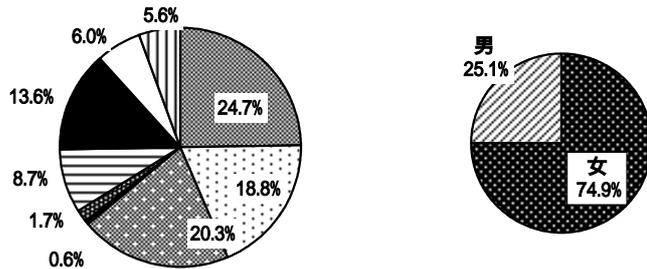


図表12

主な介護者の要介護者との続柄、主な介護者の性別(全国)

(資料: 厚生労働省「平成16年国民生活基礎調査」)

介護者の74.9%は女性であり、要介護者と同居している家族等が71.1%と高い。



図表13

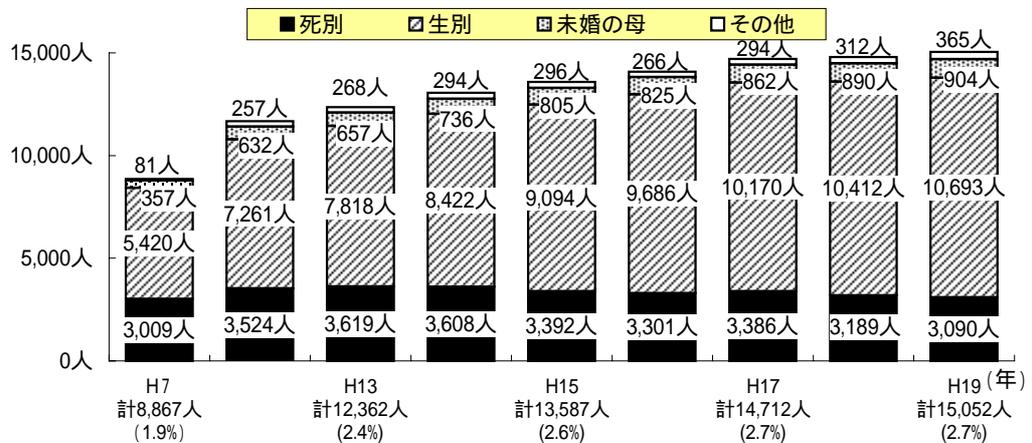
母子世帯数の推移(奈良県)

(資料: 奈良県こども家庭課調べ、H7は12月、他は3月末現在) グラフの各年度合計人数の下は、母子世帯比率

母子世帯数は全国的に増加傾向にあり、県でも、年々増加している。

生別による母子世帯が約7割を占めており、増加傾向にある。

また、未婚の母も増加傾向にある。



図表14

ボランティア活動行動者率 (資料: 総務省「平成18年社会生活基本調査」)

	全体	女性	有業	無業	男性	有業	無業
奈良県	27.7%	27.6%	30.4%	25.1%	27.8%	28.1%	27.1%
全国	26.0%	27.0%	28.5%	25.4%	25.1%	25.6%	23.5%

年齢階級別 ボランティア活動行動者率(奈良県)

	計	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	65~74	75歳以上
全体	27.7%	18.0%	15.9%	29.9%	36.3%	34.3%	33.6%	21.8%
女性	27.6%	20.2%	14.2%	35.2%	38.3%	35.2%	29.8%	14.6%
有業	30.4%	18.6%	14.3%	37.8%	37.0%	36.0%	44.5%	25.9%
無業	25.1%	21.9%	14.1%	30.7%	41.0%	34.0%	24.9%	14.0%
男性	27.8%	15.7%	17.8%	24.1%	34.1%	33.4%	37.7%	33.3%
有業	28.1%	10.8%	18.9%	24.4%	34.0%	34.1%	45.0%	39.1%
無業	27.1%	19.8%	6.0%			31.6%	32.6%	32.1%

ボランティア・NPOにおけるスタッフの性別構成(奈良県)

(資料: 奈良県県民生活課「平成14年度ボランティア・NPO実態調査」)

男性のみ又は殆どが男性	男性が多い	男女ほぼ同じくらい	女性が多い	女性のみ又は殆どが女性	無回答
10.5%	9.2%	13.1%	13.4%	27.0%	27.0%

県のボランティア活動行動者率は、男女ともに全国よりも高い。

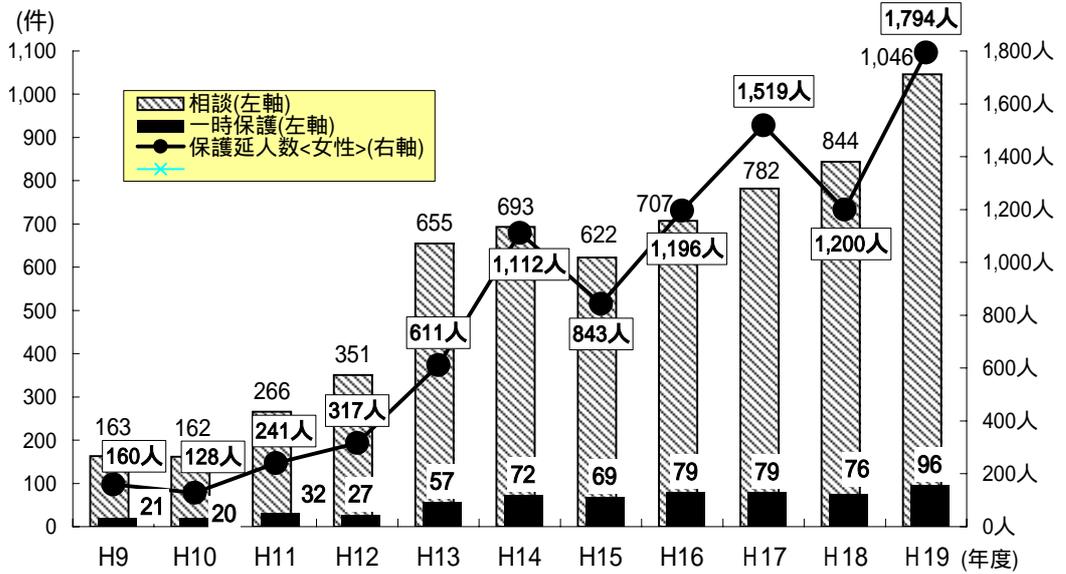
年齢階級別では、無業女性の30代後半で突出して高く、男性では60代後半以降で高くなっている。

また、ボランティア・NPOにおいてスタッフが「女性のみ」や「女性が多い」組織が約4割である。

基本目標 男女の人権の尊重

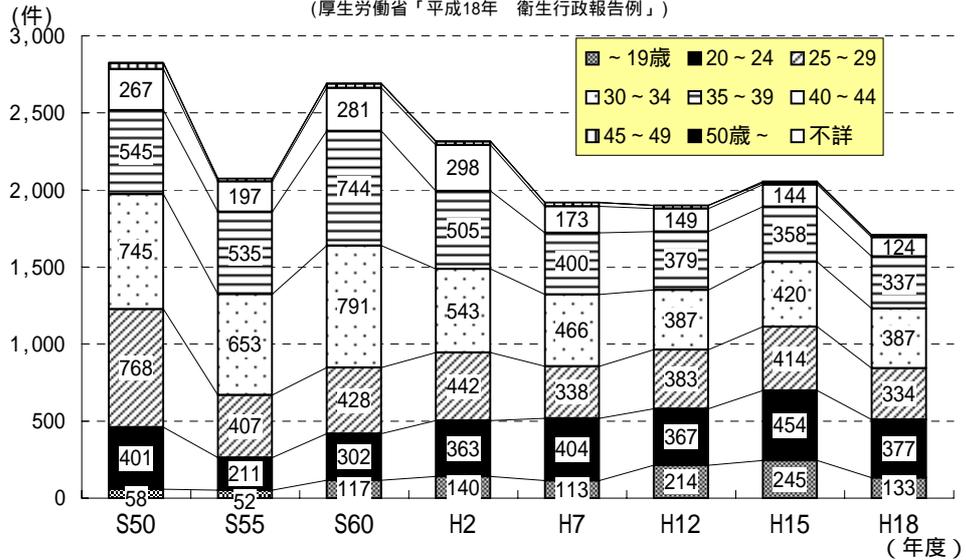
DV防止法施行(平成13年度)後、相談・一時保護数が増加傾向にあり、平成19年度は、初めて相談件数が1,000件を超えた。

図表15 **ドメスティック・バイオレンスの相談等件数の推移**
(奈良県子ども家庭課調べ)



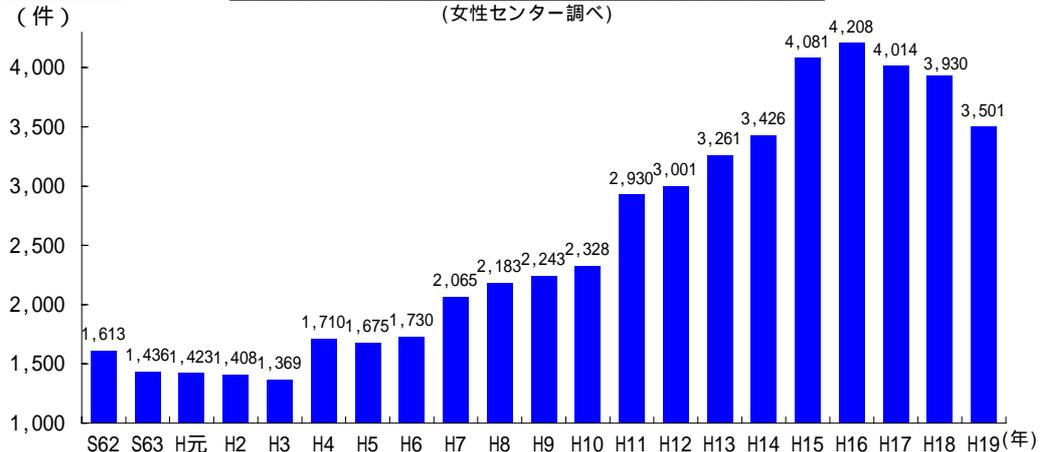
人工妊娠中絶件数は、全体として減少傾向にある。

図表16 **年齢階級別・人工妊娠中絶件数の推移(奈良県)**
(厚生労働省「平成18年 衛生行政報告例」)



相談件数は平成16年をピークにその後減少傾向にある。心・身体、夫婦問題、法律・経済の分野での相談が依然多い。

図表17 **奈良県女性センター相談コーナー利用状況の推移**
(女性センター調べ)



基本目標 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

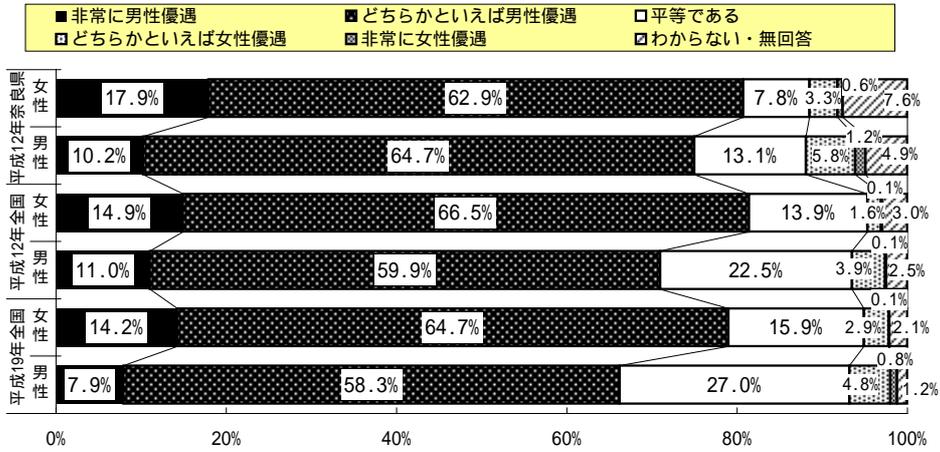
図表18

社会全体における男女の地位の平等感

(奈良県 = 「男女共同参画についてのアンケート報告書(平成12年度)」、
全国 = 「男女共同参画社会に関する世論調査(平成12年)(平成19年)」内閣府)

男女ともに「男性優遇」を実感している。特に、女性の約8割が「男性が優遇されている」と感じている。

また、全国のH12とH19の調査値を比較しても、大きな意識の変化は見られない。



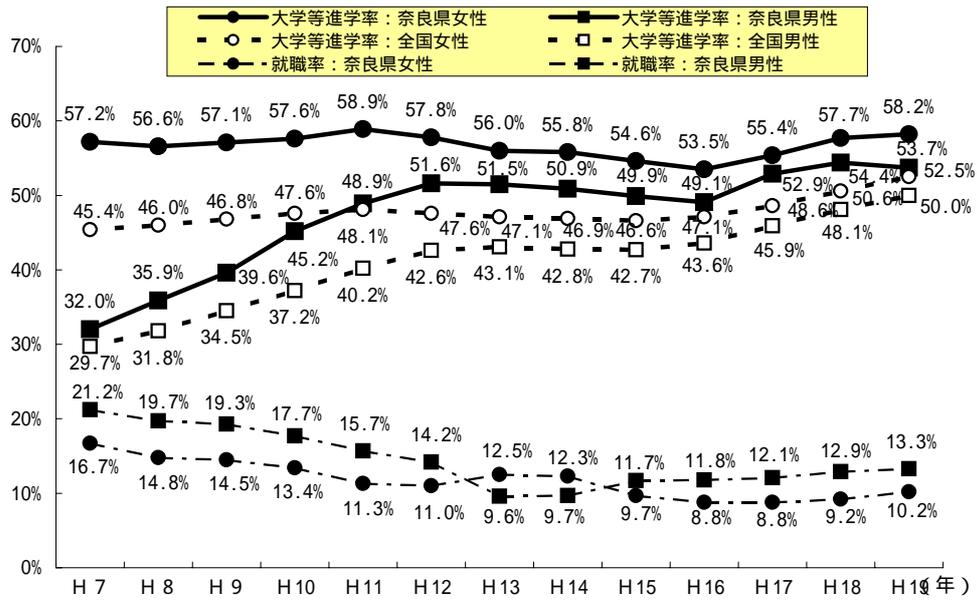
図表19

高校卒業後の状況の推移

(奈良県統計課「学校基本調査結果報告書」)[各年3月現在]

県では約5割の男女が高等教育を受けている。

男女とも大学等進学率は近年わずかながら減少傾向にあったが、平成17年度から上昇に転じており、平成19年度では、男女計で全国8位、男性全国10位、女性全国6位である。



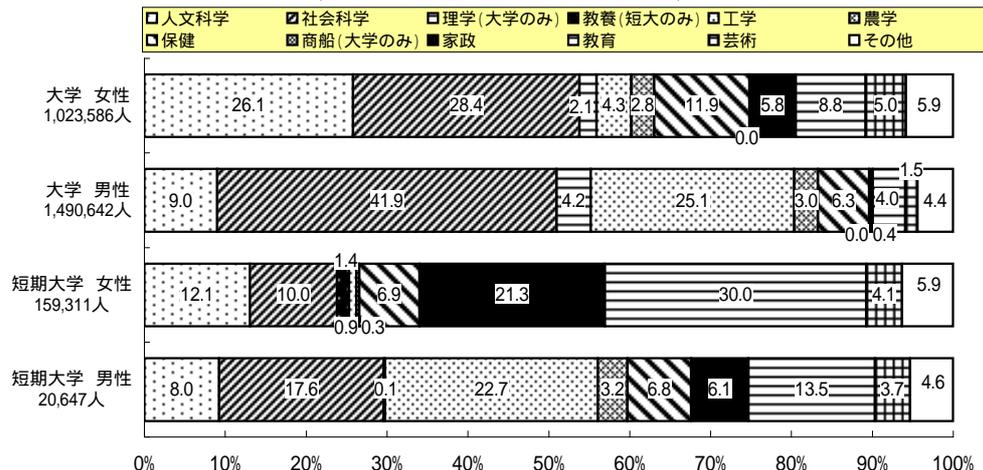
図表20

大学・短期大学生の専攻分野別構成(全国)

(資料：文部科学省「平成19年度学校基本調査」)

女性の大学での専攻は、社会科学、人文科学が多く、短大では教育、家政が多い。

男性の専攻は、社会科学と工学で突出して多い。



(参考) 日本の男女共同参画の状況 国際比較

日本では、人間開発は進んできているが、女性が能力を政治経済活動で発揮する機会は十分ではない。

HDI: 人間開発指数 (Human Development Index)
「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率及び就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出している。

GEM: ジェンダー・エンパワメント指数 (Gender Empowerment Measure)
女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指数。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、男女の推定動労所得を用いて算出する。

図表21

人間開発に関する指標の国際比較

HDI(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	アイスランド	0.968
2	ノルウェー	0.968
3	オーストラリア	0.962
4	カナダ	0.961
5	アイルランド	0.959
6	スウェーデン	0.956
7	スイス	0.955
8	日本	0.953
9	オランダ	0.953
10	フランス	0.952
11	フィンランド	0.952
12	米国	0.951
13	スペイン	0.949
14	デンマーク	0.949
15	オーストリア	0.948
16	英国	0.946
17	ベルギー	0.946
18	ルクセンブルク	0.944
19	ニュージーランド	0.943
20	イタリア	0.941
21	香港(中国)	0.937
22	ドイツ	0.935
23	イスラエル	0.932
24	ギリシャ	0.926
25	シンガポール	0.922
26	韓国	0.921
27	スロベニア	0.917
28	キプロス	0.903
29	ポルトガル	0.897
30	ブルネイ	0.894
31	バルバドス	0.892
32	チェコ	0.891
33	クウェート	0.891
34	マルタ	0.878
35	カタール	0.875
36	ハンガリー	0.874
37	ポーランド	0.870
38	アルゼンチン	0.869
39	アラブ首長国連邦	0.868
40	チリ	0.867
41	バーレーン	0.866
42	スロバキア	0.863
43	リトアニア	0.862
44	エストニア	0.860
45	ラトビア	0.855
46	ウルグアイ	0.852
47	クロアチア	0.850
48	コスタリカ	0.846
49	バハマ	0.845
50	セーシェル	0.843
51	キューバ	0.838
52	メキシコ	0.829
53	ブルガリア	0.824
54	セントクリスト	0.821
55	トンガ	0.819

GEM(ジェンダー・エンパワメント指数)

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.910
2	スウェーデン	0.906
3	フィンランド	0.887
4	デンマーク	0.875
5	アイスランド	0.862
6	オランダ	0.859
7	ベルギー	0.850
8	オーストラリア	0.847
9	ドイツ	0.831
10	カナダ	0.820
11	ニュージーランド	0.811
12	スペイン	0.794
13	オーストリア	0.788
14	英国	0.783
15	米国	0.762
16	シンガポール	0.761
17	アルゼンチン	0.728
18	フランス	0.718
19	アイルランド	0.699
20	バハマ	0.696
21	イタリア	0.693
22	ポルトガル	0.692
23	トリニダード・トバゴ	0.685
24	コスタリカ	0.680
25	リトアニア	0.669
26	キューバ	0.661
27	スイス	0.660
28	イスラエル	0.660
29	アラブ首長国連邦	0.652
30	バルバドス	0.649
31	エストニア	0.637
32	ペルー	0.636
33	スロバキア	0.630
34	チェコ	0.627
35	マケドニア	0.625
36	ナミビア	0.623
37	ギリシャ	0.622
38	ラトビア	0.619
39	ポーランド	0.614
40	クロアチア	0.612
41	スロベニア	0.611
42	ブルガリア	0.606
43	エクアドル	0.600
44	タンザニア	0.597
45	フィリピン	0.590
46	メキシコ	0.589
47	ホンジュラス	0.589
48	キプロス	0.580
49	パナマ	0.574
50	ハンガリー	0.569
51	モリシャス	0.562
52	ベトナム	0.561
53	ドミニカ共和国	0.559
54	日本	0.557
55	モルドバ	0.547

資料: 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2007/2008」
HDIは177ヶ国中、GEMは93ヶ国中の順位

図表22

管理職に占める女性の割合

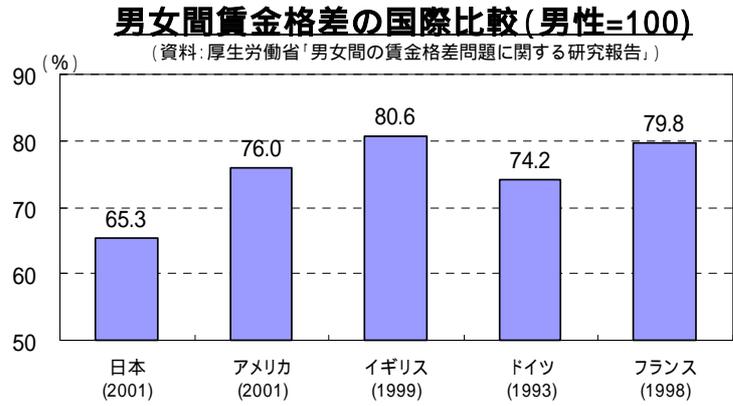
管理職に占める女性の割合は、諸外国と比較してかなり低くなっている。

国名	管理的職業従事者	
	国家公務員管理職	
アメリカ	45.9%	23.1%
フランス	-	19.3%
ドイツ	34.5%	9.5%
スウェーデン	30.5%	-
日本	10.1%	1.5%

資料: 内閣府「男女共同参画の形成に関する解説パンフレット」(H17)より
管理的職業従事者: 日本は2003年、他は2002年、国家公務員管理職: 日本は2004年、ドイツは1998年、他は2001年

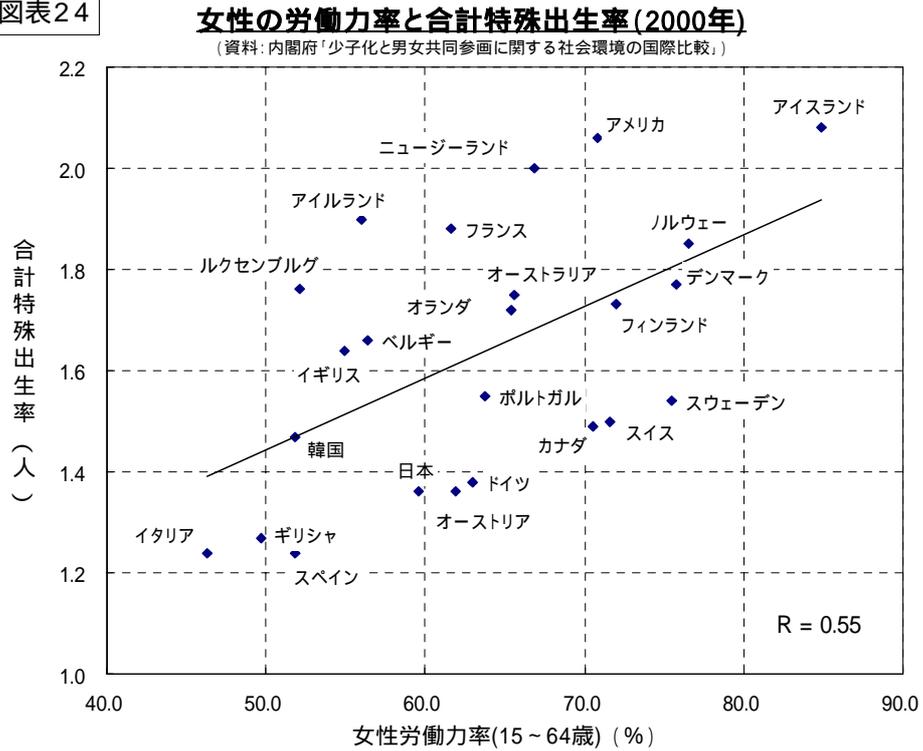
図表23

日本の男性の平均賃金水準を100としたときに、女性の平均賃金水準は、2001年の数字で65.3であり、男女間賃金格差は国際的にみても大きい。



図表24

OECD加盟国のうち1人当たりGDP (国内総生産) が1万ドルを超える24ヶ国についてみると、2000年では、女性の労働力率が高い国ほど、合計特殊出生率が高いという関係 (正の相関関係) がある。



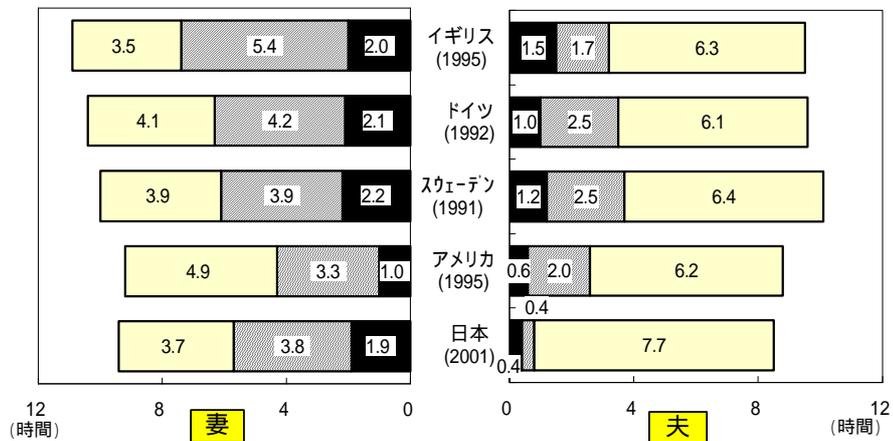
女性の労働力率: アイスランド、アメリカ、スウェーデン、スペイン、ルルウェーは、16~64歳、イギリスは16歳以上

図表25

日本の男性の育児時間、家事時間は、各0.4時間で諸外国の中でも最低で、育児・家事時間に仕事時間を加えた総時間も最低である。

育児期にある夫婦の育児等の時間の国際比較

資料: 内閣府「男女共同参画の形成に関する解説パンフレット」(H17)より



5歳未満 (日本は6歳未満) の子どものいる夫婦の育児、家事及び稼働労働時間はフルタイム就業者 (日本は有業者) の値、夫は全体の平均値

第2章 市町村における推進状況

1. 推進体制等(その1)

(平成20年4月1日現在)

項目 市町村名	所 管 部 署	首長部局	専管組織	庁内 推進体制	諮問機関等
奈良市	市民活動部人権文化推進室男女共同参画課				
大和高田市	市民部人権施策課男女共同参画推進係				
大和郡山市	市民生活部人権施策推進課男女共同参画係				
天理市	市民部男女共同参画課男女共同参画係				
橿原市	企画調整部人権施策課男女共同参画室				
桜井市	市民部人権課人権係				
五條市	生活産業部人権施策課女性施策係				
御所市	市民部人権同和対策課男女共同参画係				
生駒市	生涯学習部生涯学習課男女共同参画プラザ				
香芝市	市民生活部人権・共同参画課				
葛城市	市民生活部人権政策課男女共同参画係				
宇陀市	市民環境部人権政策課				
山添村	総務課人権啓発室				
平群町	総務財政課人権対策係				
三郷町	総務部人権施策課				
斑鳩町	総務部企画財政課文化広報統計係				
安堵町	総務課				
川西町	総務部企画財政課				
三宅町	総務課総務・議会グループ				
田原本町	生活環境部住民生活課人権施策係				
曽爾村	ふれあい推進課				
御杖村	総務課人権施策グループ				
高取町	住民福祉課				
明日香村	教育課				
上牧町	住民福祉部福祉課人権啓発係				
王寺町	総務部企画財政課財務情報管理係				
広陵町	総務部総務課企画調整係				
河合町	教育委員会生涯学習課人権対策係				
吉野町	総務課人権グループ				
大淀町	総務課総務係				
下市町	教育委員会社会教育係				
黒滝村	住民課				
天川村	住民課				
野迫川村	総務課女性施策係				
十津川村	総務課庶務係				
下北山村	住民課				
上北山村	住民課女性対策係				
川上村	教育委員会事務局				
東吉野村	総務企画課庶務係				
合 計		34	13	12	9

1. 推進体制等(その2)

(平成20年4月1日現在)

項目 市町村名	男女共同参画のための総合的な施設	男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	住民対象の意識調査等実績	総合計画等での位置付け
奈良市	(H14.9設置)	(H15.4.1施行)	(H13.4~)		
大和高田市		(H14.4.1施行)	(H19.4~)		
大和郡山市					
天理市	(H10.4設置)		(H18.4~)		
橿原市		(H18.7.1施行)	(H20.4~)		
桜井市			(H16.4~)		
五條市			(H13.4~)		
御所市			(H13.3~)		
生駒市	(H2.4設置)	(20.4.1施行)	(H17.6~)		
香芝市		(H21以降)	(H13.4~)		
葛城市			(H21.3)		
宇陀市		(H21以降)	(H20.4~)		
山添村					
平群町		(H21以降)	(H16.4~)		
三郷町		(H21以降)			
斑鳩町		(H16.4.1施行)	(H18.4~)		
安堵町					
川西町					
三宅町					
田原本町					
曽爾村					
御杖村					
高取町					
明日香村					
上牧町					(H20)
王寺町		(H21以降)			
広陵町					
河合町					
吉野町					
大淀町					
下市町					
黒滝村					
天川村					
野迫川村					
十津川村					
下北山村					
上北山村					
川上村					
東吉野村					
合計	3	5	12	15	19

制定・策定済

検討中

2. 相談体制

(平成20年4月1日現在)

項目 市町村名	女性問題等の相談事業	実施日	H19年度 相談件数
奈良市	女性問題相談室(女性問題相談員)	毎週月・水・金・土(男女共同参画センター) 毎週月・水(西部会館)	3,188件
大和高田市	女性相談(フェミニストカウンセラー)	毎月第1・3金曜	48件
大和郡山市	人権相談(人権啓発指導員又は職員) 電話DV相談(専門相談員) 面接DV相談(専門相談員)	市役所執務時間内 毎月第1・3金曜 奇数月第3木曜	105件
天理市	女性のための法律相談(弁護士) 女性のためのこころの相談(フェミニストカウンセラー) 女性のためのこころの電話相談(女性専門相談員)	毎月第1金曜 毎月第2・4金曜 毎月第木曜	115件
橿原市	女性弁護士相談	毎月第2・4金曜	460件
桜井市	女性相談(フェミニストカウンセラー)	毎月第4月曜	28件
五條市			2件
御所市	女性の法律相談(弁護士)	偶数月第2火曜	4件
生駒市	電話・来館相談(社会教育指導員) フェミニストカウンセラーによる相談 女性のための法律相談(弁護士)	毎週月～金 毎月第2・4水曜 毎月第3水曜	560件
香芝市	男女共同参画電話相談(フェミニストカウンセラー) 女性法律相談(弁護士)	毎月第2火曜 毎月第4水曜	55件
葛城市			0件
宇陀市	DV相談(カウンセラー)	偶数月の第4水曜	1件
山添村			0件
平群町	よろず相談(相談員)	毎月第1・3火曜	13件
三郷町			0件
斑鳩町	女性のための相談(フェミニストカウンセラー)	毎月第2・4金曜	20件
安堵町			0件
川西町			0件
三宅町			0件
田原本町			0件
曾爾村			0件
御杖村	人権に関わる相談(相談員) 心配ごと相談	平日(常設) 毎月11日	0件
高取町			0件
明日香村			0件
上牧町			0件
王寺町	無料法律相談(弁護士)	毎月第1水曜	7件
広陵町			0件
河合町	女性・DV問題電話相談(NPO法人相談員)	毎週火・金	69件
吉野町			0件
大淀町			26件
下市町			0件
黒滝村	人権相談(相談員)		0件
天川村			0件
野迫川村			0件
十津川村			0件
下北山村			0件
上北山村			0件
川上村			0件
東吉野村			0件
合計	16		

3. 女性の登用状況(その1)

(平成20年3月31日現在)

項目 市町村名	審議会等における登用状況*					地方自治法に基づく委員会等における登用状況			市町村議会議員		
	委員 総数	うち 女性数	女性 比率	目標値	目標年度	委員 総数	うち 女性数	女性 比率	議員総数	うち 女性数	女性比率
奈良市	1,291	259	20.1%	30%	平成22年度	56	5	8.9%	44	5	11.4%
大和高田市	655	172	26.3%	40%	平成29年度	35	4	11.4%	18	3	16.7%
大和郡山市	420	59	14.0%			39	2	5.1%	24	1	4.2%
天理市	388	76	19.6%	30%	平成27年度	35	2	5.7%	19	2	10.5%
橿原市	796	177	22.2%	30%	平成20年度	44	2	4.5%	26	5	19.2%
桜井市	523	102	19.5%	30%	平成25年度	39	2	5.1%	16	1	6.3%
五條市	394	81	20.6%			31	2	6.5%	21	1	4.8%
御所市	524	151	28.8%			41	2	4.9%	14	2	14.3%
生駒市	693	192	27.7%	40%	平成26年度	43	4	9.3%	24	7	29.2%
香芝市	909	194	21.3%	30%	平成22年度	38	1	2.6%	19	2	10.5%
葛城市	314	45	14.3%			43	1	2.3%	18	2	11.1%
宇陀市	506	96	19.0%	30%	平成29年度	54	0	0.0%	20	0	0.0%
山添村	196	23	11.7%			36	2	5.6%	10	0	0.0%
平群町	354	83	23.4%			39	2	5.1%	14	3	21.4%
三郷町	378	67	17.7%			29	2	6.9%	13	2	15.4%
斑鳩町	260	60	23.1%	35%	平成27年度	36	2	5.6%	15	1	6.7%
安堵町	93	12	12.9%			34	1	2.9%	12	1	8.3%
川西町	113	25	22.1%	30%	平成21年度	36	3	8.3%	12	0	0.0%
三宅町	143	29	20.3%			27	2	7.4%	10	0	0.0%
田原本町	156	19	12.2%			37	1	2.7%	14	1	7.1%
曽爾村	120	12	10.0%			30	6	20.0%	8	0	0.0%
御杖村	126	17	13.5%			31	2	6.5%	8	0	0.0%
高取町	173	59	34.1%			34	0	0.0%	12	1	8.3%
明日香村	152	39	25.7%			38	4	10.5%	10	0	0.0%
上牧町	164	41	25.0%			25	3	12.0%	12	3	25.0%
王寺町	323	75	23.2%			31	1	3.2%	14	3	21.4%
広陵町	166	25	15.1%			30	1	3.3%	14	2	14.3%
河合町	229	55	24.0%			30	1	3.3%	13	2	15.4%
吉野町	273	58	21.2%			26	1	3.8%	12	1	8.3%
大淀町	177	25	14.1%			33	1	3.0%	12	1	8.3%
下市町	140	17	12.1%			36	1	2.8%	10	0	0.0%
黒滝村	124	8	6.5%			27	1	3.7%	7	0	0.0%
天川村	87	15	17.2%			25	3	12.0%	9	0	0.0%
野迫川村	106	15	14.2%			22	1	4.5%	7	0	0.0%
十津川村	150	18	12.0%			25	4	16.0%	12	0	0.0%
下北山村	91	11	12.1%			21	2	9.5%	8	0	0.0%
上北山村	156	16	10.3%			12	0	0.0%	7	0	0.0%
川上村	68	5	7.4%			17	0	0.0%	8	0	0.0%
東吉野村	57	3	5.3%			26	0	0.0%	8	0	0.0%
合計	11,988	2,436	20.3%			1,291	74	5.7%	554	52	9.4%
(参考) 奈良県	1519	485	31.9%			51	7	13.7%			

*審議会等委員への女性の登用目標がある市町村は、その対象である審議会等の女性の登用状況
 審議会等委員への女性の登用目標がない市町村は、地方自治法202条の3に基づく審議会等と条例により設置されている審議会等の女性の登用状況

3. 女性の登用状況(その2)

(平成20年4月1日現在)

項目 市町村名	管理職(課長補佐級以上)の在職状況						自治会における登用状況			女性の首長・副首長または 教育長または議会議員	
	管理職 総数	うち 女性数	女性 比率	うち一般行政職			自治会長 総数	うち 女性数	女性 比率	職氏名	在任期間
				管理職 総数	うち 女性数	女性 比率					
奈良市	541	39	7.2%	432	11	2.5%	1089	80	7.3%		
大和高田市	193	41	21.2%	115	16	13.9%	137	7	5.1%		
大和郡山市	158	16	10.1%	130	5	3.8%	315	19	6.0%		
天理市	173	27	15.6%	139	16	11.5%	134	2	1.5%	市議会議長 今西 康世	
橿原市	254	41	16.1%	241	28	11.6%	611	40	6.5%		
桜井市	125	22	17.6%	101	12	11.9%	108	1	0.9%	市議会議長 福嶋 昭代	
五條市	127	10	7.9%	114	10	8.8%	298	11	3.7%		
御所市	64	10	15.6%	64	10	15.6%	120	2	1.7%		
生駒市	183	20	10.9%	149	6	4.0%	121	18	14.9%		
香芝市	51	8	15.7%	44	1	2.3%	42	1	2.4%		
葛城市	117	14	12.0%	81	5	6.2%	44	0	0.0%		
宇陀市	261	76	29.1%	200	47	23.5%	214	4	1.9%		
山添村	20	7	35.0%	17	4	23.5%	30	0	0.0%		
平群町	44	7	15.9%	44	7	15.9%	41	2	4.9%		
三郷町	68	12	17.6%	54	8	14.8%	44	2	4.5%		
斑鳩町	40	4	10.0%	38	2	5.3%	141	11	7.8%		
安堵町	14	4	28.6%	11	1	9.1%	12	0	0.0%		
川西町	39	8	20.5%	38	7	18.4%	19	0	0.0%	教育長 松本 ひろ子	H16.10.1~ H20.9.30
三宅町	24	4	16.7%	21	1	4.8%	10	0	0.0%		
田原本町	64	2	3.1%	64	2	3.1%	100	1	1.0%		
曽爾村	12	4	33.3%	12	4	33.3%	9	0	0.0%		
御杖村	19	1	5.3%	18	0	0.0%	4	0	0.0%		
高取町	22	5	22.7%	20	3	15.0%	23	0	0.0%		
明日香村	20	2	10.0%	19	1	5.3%	38	0	0.0%		
上牧町	42	5	11.9%	40	4	10.0%	23	0	0.0%		
王寺町	30	2	6.7%	28	0	0.0%	51	2	3.9%		
広陵町	76	16	21.1%	76	16	21.1%	41	0	0.0%		
河合町	46	5	10.9%	39	3	7.7%	20	3	15.0%		
吉野町	37	5	13.5%	30	3	10.0%	52	0	0.0%		
大淀町	105	30	28.6%	58	5	8.6%	51	0	0.0%		
下市町	43	4	9.3%	43	4	9.3%	86	0	0.0%		
黒滝村	15	4	26.7%	14	3	21.4%	12	0	0.0%		
天川村	18	0	0.0%	17	0	0.0%	19	0	0.0%		
野迫川村	13	2	15.4%	13	2	15.4%	13	0	0.0%		
十津川村	35	5	14.3%	34	5	14.7%	54	0	0.0%		
下北山村	9	0	0.0%	9	0	0.0%	8	0	0.0%		
上北山村	10	0	0.0%	10	0	0.0%	4	0	0.0%		
川上村	10	0	0.0%	9	0	0.0%	26	0	0.0%		
東吉野村	14	1	7.1%	14	1	7.1%	19	0	0.0%		
合計	3,136	463	14.8%	2,600	253	9.7%	4,183	206	4.9%		3名
(参考) 奈良県	1319	64	4.9%								

第3章 参 考 资 料

奈良県男女共同参画推進条例

平成13年7月1日公布

奈良県条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条―第18条）

第3章 奈良県男女共同参画審議会（第19条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（平成9年3月奈良県条例第24号）を制定するなど、差別のない、人権が尊重される社会を目指してきた。

男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、奈良県は、性別にかかわらず、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すものである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、当該取組を勘案して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たっては国、市町村、県民及び事業者と協力して取り組むとともに、男女共同参画を推進するための体制を整備するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害)

第7条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。以下同じ。)並びに配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(市町村長との協力)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審議会に意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
(県民の理解を深めるための措置)
- 第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)
- 第12条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。
(教育の場における男女共同参画の推進)
- 第13条 県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。
(性別による人権侵害の防止に関する取組)
- 第14条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行うよう努めるものとする。
(苦情及び相談の処理)
- 第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。
(調査研究)
- 第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。
(民間の団体の活動に対する情報提供等)
- 第17条 県は、民間の団体が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(施策の推進状況の公表)
- 第18条 知事は、毎年1回、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

第3章 奈良県男女共同参画審議会

- 第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとさせるため、奈良県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県男女共同参画審議会設置要綱

(規定)

第1 奈良県男女共同参画推進条例第19条第7項の規定に基づき、奈良県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し以下のように定める。

(会長)

第2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を主宰し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ、会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第3 審議会は、会長が招集する。

(意見等の聴取)

第4 会長は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会)

第5 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について検討する。

3 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

4 部会は、当該部会のうちから会長が指名する部会長が主宰する。

(その他)

第6 審議会の庶務は、男女共同参画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

奈良県男女共同参画審議会委員

(5 0 音順、敬称略)

【平成20年10月1日現在】

上 田 実千代	中小企業診断士
音 田 昌 子	大阪府立文化情報センター所長
北 野 博 子	小児科医
桐 野 由美子	京都ノートルダム女子大学教授
杉 若 弘 子	同志社大学教授
竹 平 均	日本労働組合総連合会奈良県連合会副会長
辻 良 彰	(社) 奈良工業会
辻 村 泰 範	奈良県老人福祉施設協議会会長
中 川 幾 郎	帝塚山大学教授
西 川 ひろこ	一般県民
能 見 直 英	一般県民
馬 場 勝 也	弁護士
稗 田 睦 子	(社) 国際女性教育振興会奈良県支部書記
宮 坂 靖 子	奈良大学教授
森 岡 安佐子	奈良県女性農業士会会長

奈良県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、奈良県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本方策の樹立に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要な事。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別記1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会議)

第5条 本部に幹事会議を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長はくらし創造部長をもって、副幹事長はくらし創造部次長をもって、幹事は別記2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会議は、本部の所掌事務について本部員を補佐し、次の事務を処理する。
 - (1) 本部に付議する事項に関する企画、調査及び検討
 - (2) 本部から指示された事項の調査及び検討
 - (3) その他本部を補助するために必要な業務
- 4 特定の事項について調査・検討を行う必要がある場合、幹事長は幹事会議に企画推進員会議及びワーキンググループを置くことができる。

(会議)

第6条 本部の会議は本部長が、幹事会議は幹事長が招集する。

- 2 本部長又は幹事長は、必要があると認めるときは、本部又は幹事会議に女性問題について学識経験ある者等の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(本部の事務)

第7条 本部の事務は、くらし創造部男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月20日から施行する。

平成8年4月1日一部改正
 平成11年4月1日一部改正
 平成12年4月1日一部改正
 平成13年4月1日一部改正
 平成14年4月1日一部改正
 平成15年4月1日一部改正
 平成16年4月1日一部改正
 平成17年4月1日一部改正
 平成18年4月1日一部改正
 平成19年4月1日一部改正
 平成19年7月3日一部改正
 平成20年4月1日一部改正

別記1 本部員

総務部長	知事公室長	地域振興部長	文化観光局長	福祉部長
こども家庭局長	健康安全局長	くらし創造部長	商工労働部長	農林部長
土木部長	まちづくり推進局長	会計管理者	水道局長	教育長
警察本部長				

別記2 幹事

知事公室	広報広聴課長	政策調整課長	行政経営課長	安全・安心まちづくり推進課長
総務部	総務課長	人事課長	自治能力開発センター所長	
地域振興部 文化観光局	総務室長	地域づくり支援課長	国際観光課長	
福祉部	総務室長	福祉政策課長	援護室長	障害福祉課長
こども家庭局 健康安全局	長寿社会課長	こども家庭課長	少子化対策室長	青少年課長
	総務室長	地域医療連携課長	医療管理課長	健康増進課長
	薬務課長			
くらし創造部	総務室長	協働推進課長	生涯学習・スポーツ振興課長	人権施策課長
	男女共同参画課長			
商工労働部	総務室長	商工課長	工業支援課長	雇用労政課長
農林部	総務室長	農業経営課長	農業水産振興課長	林政課長
土木部 まちづくり推進局	総務室長			
	住宅課長			
会計局	総務課長			
水道局	総務課長			
教育委員会	総務室長	教職員課長	学校教育課長	人権・社会教育課長
	保健体育課長	教育研究所長		
警察本部	警務課長			

奈良県男女共同参画県民会議設置要綱

(目的)

第1条 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の浸透を図り、それぞれの主体的な取組と相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、奈良県男女共同参画県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 県民会議は、男女共同参画社会の実現に向けて次の取組を行う。

- (1) 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成に向けた自主的な取組に関する事。
 - (2) 奈良県男女共同参画推進条例（平成13年7月奈良県条例第5号）の理念を踏まえた「なら男女GENKIプラン」の具体化に向けての取組及び推進に関する事。
 - (3) その他、男女共同参画社会づくりのために必要な事業に関する事。
- 2 県民会議は、前項の取組における推進状況を把握し、管理する。

(構成)

第3条 県民会議は、団体等が推薦する者、一般公募県民及び学識経験を有する者の中から、知事が委嘱した委員で構成する。

- 2 委員の任期は委嘱の日から2年とする。ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 県民会議には、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 県民会議の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 団体等からの選出委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(部会)

第6条 県民会議に次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 事業推進部会 事業推進に関する事。
 - (2) 啓発推進部会 広報啓発に関する事。
- 2 委員は、部会に所属するものとする。
 - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
 - 4 必要に応じて、部会に専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができるものとする。
 - 5 委員会は、県民会議委員と外部委員で構成するものとする。

(庶務)

第7条 県民会議の庶務は、男女共同参画課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年5月16日から施行する。
- 2 県民会議の設立当初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

平成20年度 奈良県男女共同参画県民会議委員名簿

平成20年9月1日現在

	委員氏名	組織名	事業	啓発	備考
1	数家 鉄治	公募委員			
2	辻村 美智子	奈良県PTA協議会			
3	池原 真智子	NPOなら人権情報センター			
4	井上 康二	奈良県地域づくり団体協議会			副会長
5	清水 昭子	奈良県婦人教育推進会			
6	上田 すま子	奈良県女性経営研究会			
7	松尾 佳恵	奈良県中小企業団体中央会			
8	上田 和子	奈良県身体障害者福祉協会連合会			
9	奥村 幸子	奈良県食生活改善推進員連絡協議会			
10	上田 裕	日本ボーイスカウト奈良県連盟			
11	吉川 志津子	奈良県商工会議所連合会			
12	平井 豊子	(社)奈良県母子福祉連合会			
13	松村 啓子	奈良県女性センターグループ飛翔			
14	岡本 和美	(社)奈良県医師会			部会長(啓発推進)
15	奥田 晶子	文化研究会			
16	岩戸 良雄	奈良県ボランティア連絡協議会			
17	音田 昌子	大阪府立文化情報センター			会長
18	小谷 洋子	公募委員			
19	梶野 洋子	奈良県地域婦人団体連絡協議会			
20	総谷 英子	(社)なら女性フォーラム			
21	小松 洋子	高齢社会をよくする会・奈良			
22	増田 芳也	奈良県青年団協議会			
23	上掛 利博	京都府立大学福祉社会学部			
24	喜多 秀匡	JAならけん			
25	宮本 三四子	奈良県退職女教師の会			
26	島田 夏代	(社)奈良県看護協会			
27	小城 利重	奈良県町村会			
28	三村 英子	奈良弁護士会			
29	島野 吉裕	(社)奈良県病院協会			
30	中野 和子	(社)ガールスカウト日本連盟奈良県支部			
31	岩村 和典	奈良労働局雇用均等室			
32	高橋 幸子	(福)奈良「いのちの電話」協会			
33	小島 道子	奈良NPOセンター			
34	椋本 麻友	日本労働組合総連合会奈良県連合会			
35	古川 政也	部落解放同盟奈良県連合会			
36	大野 忠彦	(社)奈良県歯科医師会			
37	吉村 和泉	(株)奈良新聞社			
38	竹西 香織	(社)奈良工業会			
39	城田 妙子	国際ソロプチミスト奈良			
40	米田 季弘	奈良県生活協同組合連合会			
41	奥西 正博	奈良県経営者協会			
42	花田 禮子	(財)21世紀職業財団奈良事務所			
43	久田 恵子	公募委員			
44	森田 実知夫	公募委員			
45	楠田 千之助	奈良県民生児童委員連合会			
46	春木 清夏	(社)奈良県建設業協会			
47	平田 静太郎	奈良県私立中学高等学校連合会			
48	増田 誠司	奈良県社会福祉協議会			
49	吉田 勝紀	奈良県4Hクラブ連絡協議会			
50	藤田 勝美	奈良県女性センターグループ連絡協議会			
51	中井 洋子	奈良県保育協議会			
52	熊谷 英達	奈良県地方務局人権擁護課			
53	久留島 涼子	(社)大学女性協会奈良支部			
54	林 三起子	奈良県商工会連合会			
55	中 恵子	奈良県農村生活研究グループ連絡協議会			
56	矢追 義法	奈良県老人福祉施設協議会			
57	山田 洋子	奈良友の会			
58	吉井 良政	奈良県信用金庫協会			部会長(事業推進)
59	芥川 千穂子	(社)国際女性教育振興会奈良県支部			
60	吉田 浩巳	大和・まほろばNPOセンター			
61	吉田 誠克	奈良県市長会			
62	片山 忠廣	(社)奈良県銀行協会			
63	荒井 正吾	奈良県			
64	山本 吉延	奈良県教育委員会事務局			
65	松永 久典	奈良県くらし創造部			

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日 法律第78号）

改正 平成11年7月16日 法律第102号
同 11年12月22日 同 第160号

目次

前 文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日 法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日 法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第2条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

男女共同参画政策のあゆみ

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1945 (昭20)	・国際連合成立(国連憲章採択)	・衆議院議員選挙法改正(婦人参政権実現)	
1946 (昭21)	・国連に「婦人の地位委員会」発足	・日本国憲法制定	
1948 (昭23)	・「世界人権宣言」採択 (国連総会)		
1967 (昭42)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択(国連総会)	・総理府に「婦人関係の諸問題に関する懇談会」設置	
1972 (昭47)	・1975年を国際婦人年とすることを決定(国連総会)		
1975 (昭50)	・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」を採択 ・1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定(国連総会)	・「総理府婦人問題担当室」発足 ・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・「教員等育児休業法(女子教員、看護婦、保母等対象)」公布	
1976 (昭51)	・ILO(国際労働機関)に婦人労働問題担当室を設置	・民法改正(離婚後の氏の選択)	・婦人問題に関する窓口を「県民課とする
1977 (昭52)		・「国内行動計画」決定 ・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	・「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置
1978 (昭53)		・「国内行動計画第1回報告書」発表	・「奈良県婦人問題懇談会」設置 ・「婦人問題に関する世論調査」実施
1979 (昭54)	・「女子差別撤廃条約」採択 ・「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催 (ニューデリー)		
1980 (昭55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画第2回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正(配偶者の法定相続分引上げ)	・婦人の地位と福祉の向上をめざして婦人問題懇談会より「提言」
1981 (昭56)	・「ILO156号条約」採択 (ILO総会) ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」を総理府と共催で実施
1982 (昭57)			・「婦人情報コーナー」開設
1983 (昭58)		・「国内行動計画第3回報告書」発表	・「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
1984 (昭59)	・「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催(東京)		
1985 (昭60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法改正(国籍の父母両系主義確立) ・「国内行動計画第4回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭61)		・「男女雇用機会均等法」施行	・「奈良県女性センター」開設 ・「奈良県婦人行動計画」策定
1987 (昭62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定	
1990 (平2)	・「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991 (平3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・中学校で家庭科の男女共修開始	・「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施
1992 (平4)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置	

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1993 (平 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議開催(ウィーン) ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県女性行動計画修正案」作成 ・課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更
1994 (平 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議エスカップ地域政府間準備会議開催(ジャカルタ) ・「国際人口・開発会議」開催(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校で家庭科の男女必修開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施
1995 (平 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす決議」採択(国連人権委) ・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらく-ならの女性生活史-」発行
1996 (平 8)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会が総理大臣に「男女共同参画ビジョン」を答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県女性の現状(女性白書)」作成
1997 (平 9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なら女性プラン21-奈良県女性行動計画(第二期)-」策定
1998 (平10)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正(母性保護施行) ・「男女共同参画社会基本法」についての答申 	
1999 (平11)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」施行一部改正施行 ・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行 	
2000 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画についてのアンケート」実施
2001 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> ・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・第1回男女共同参画週間 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・課の名称を「女性政策課」から「男女共同参画課」に変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 ・「データでみるならの男女共同参画」作成
2002 (平14)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設 ・「母子・寡婦福祉法」一部改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なら男女共同参画プラン21(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改訂版))」策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置
2003 (平15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援」提言最終報告 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 	
2004 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・「性同一障害者特例法」施行 ・「男女共同参画社会の将来像検討会報告書」報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の就業環境に関する調査」(新長期ビジョン専門委託調査)実施
2005 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	
2006 (平18)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なら男女GENKIプラン(奈良県男女共同参画計画(第2次))」策定
2007 (平19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	

平成20年度 奈良県男女共同参画関係施策の概要

1. 男女共同参画課事業

NO. 1

事業名	概要	
	趣旨・目的	内容
男女共同参画県民会議事業	地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において男女共同参画を推進するために設置した県民会議を核に構成団体の主体的な取組と相互連携により、男女共同参画の浸透と定着を図る。	男女共同参画県民会議 内容 総会、部会の開催 構成 公募県民、学識経験者、団体代表 県、市町村代表等 活動 ・各構成団体等の取組推進 ・子育て世帯における仕事と生活の調和実態調査の実施 ・県民フォーラムの開催 運営 ・総会、部会の運営
男も家事(おもかじ)いっぱい推進事業	女性の育児負担の軽減と就労促進に向け子育て世帯の男性を主な対象に、男女共同参画県民会議と連携協力し家事・育児への積極的な参画を促進するための啓発事業を実施する。	男も家事(おもかじ)いっぱい推進事業 時期 平成20年10月19日・26日 場所 イオン・橿原A Mall、イオン高の原ショッピングセンター 内容 トーク、クッキングショー等
女性に対する暴力防止対策事業	DV、性犯罪、セクハラ等の女性に対する暴力の根絶をめざし、県民の意識啓発、被害者支援に取り組む。	女(ひと)と男(ひと)が築く人権フォーラム 時期 平成20年11月13日(「女性に対する暴力をなくす運動」期間中) 場所 奈良市ならまちセンター
男女共同参画広報啓発事業	男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の実現をめざし、男女共同参画に関する広報啓発を行う。	男女共同参画啓発誌の発行 男女共同参画計画進捗状況報告書の作成 男女共同参画週間啓発事業 【男女共同参画週間イベント】 時期 平成20年7月1日～6日 場所 県女性センター 内容 記念講演、パネル展示等
新女性の再チャレンジ支援事業	女性の再就職支援および起業支援を目的とした事業をNPOと協働で実施。	委託先 特定非営利活動法人 奈良キャリア・サポートネットワーク 内容 企業合同説明会、女性起業家との交流会等
新女子生徒の理工系へのチャレンジ推進事業	理工系分野を身近に感じ、理工系の職業や学問への興味、関心を喚起し、理工系への進路選択意識を高める。	時期 平成20年12月24日～25日 参加 女性高校生50名 内容 キャンパス体験、研究施設訪問 キャンパスライフガイダンス 職業ガイダンス(理工系)
女性人材情報バンク事業	県審議会等の政策決定・意思決定の場合の女性の登用及びあらゆる社会活動への女性の参画を促進するため、女性人材情報を収集し、庁内・市町村等に提供。	登録者数 508名 (平成20年3月末現在)

2. 女性センター事業

NO. 1

事業名	概要		
	趣旨・目的	内容	
講座・セミナー事業			
チャレンジ支援	女性のための チャレンジ講座	何かにチャレンジしたいと思っている女性が様々なスキルを学び、成果物とともに作り上げることで自信をつけ、各々のチャレンジへのステップアップの機会とする。	時期 5月、6月、7月、11月、1月 10回 (10日) 対象 女性 30名 内容 講義とワークショップ 場所 女性センター
	チャレンジ モデルセミナー	様々な分野で活躍している女性を講師に招き、その体験談等を共有することでチャレンジ意欲を高める。	時期 7月～3月(予定) 5回(5日) 対象 女性 50名 内容 講義 場所 女性センター 他
人材育成	男女共同参画いきいき サポーター養成講座	地域における男女共同参画を啓発・推進する役割を担うサポーターを養成する。 レベル1 男女共同参画を人権の視点に立ち、体系的に学ぶことで、地域リーダーとして活動するために必要なジェンダーに敏感な視点・意識を養う。 レベル2 学んだことを実践していくために必要なコミュニケーション能力等を学び、かつ演習することで、活動に必要な実践的な知識を養う。	時期 6月～12月 14回(14日) 対象 男女共同参画の視点を持ち、基本的な知識を有する者 男女 30名 内容 講義とグループワーク 場所 女性センター
D V 支援	ドメスティック・バイオレンス被害者支援を考える講座	ドメスティック・バイオレンスについて学び、社会全体で被害者を支援していく方法について男女ともに考える。	時期 10月(予定) 2回(2日) 対象 男女 40名 内容 講義 場所 女性センター
市町村支援	市町村男女共同参画 担当者研修会	市町村の担当者が男女共同参画や人権に敏感な視点を学習・検証し、事業を進める上で必要な基本的知識を得る。	時期 4月 1回(1日) 対象 市町村男女共同参画・生涯学習・人権問題担当者 40名 内容 講義とグループワーク 場所 女性センター
女性のチャレンジ応援事業			
チャレンジ週間イベント ～あなたのチャレンジは 女性センターから～	チャレンジモデルから活動事例を学び、自らのチャレンジを具体化できる場として週間イベントを開催する。	時期 平成21年3月3日～3月7日(5日間) 対象 女性 35名(セミナー・ワークショップ 定員) 内容 セミナー、ワークショップ、パネル展示等 場所 女性センター	

事業名	概要	
	趣旨・目的	内容
働く女性の支援・対策事業		
働く女性のための情報相談	女性が働き続けるために必要な情報を提供し、様々な相談に対応する。	面接相談（予約制） 電話予約 水曜日 9:00～20:00 土曜日 9:30～18:00 ミニイベントの開催 6月、10月（各5日間） 出前講座 HPによる情報提供 「はたらく女性応援サイトなら」の充実
女性の継続就労調査	女性の継続就労に必要な環境について実態把握し、情報発信する。	情報交換会 年3回
働く女性のための支援講座	女性が働き続けるために役立つ知識・方法を学ぶ講座を開催する。	年2回開催 定員60名
情報・相談事業		
女性相談	女性の様々な問題や悩みに関する電話や面談による相談。	電話相談、面接相談（予約制） 火～金 9:30～18:00 土 9:30～20:00 日・祝 9:30～17:00 弁護士相談（予約制）週3日
男性相談	生き方や子育て、家族、夫婦関係、職場や地域での人間関係等、男性が抱える悩みについての電話による相談	電話相談（月1回） 第3金曜日（変更あり）17:00～20:00
女性相談機関交流会	県内の女性相談機関の連携強化を目的に情報交換を行う。	年1回開催
女性相談機関研修会	相談員を対象に女性の視点に立った相談が行えるよう資質向上を図る。	年2回開催
情報提供	男女共同参画関連情報の提供、主催事業や男女共同参画に関するトピックス等を情報発信する。	情報資料コーナー 図書の出借、行政資料の閲覧 HPによる情報提供 「チャレンジサイトなら」の充実
女性団体活動支援事業		
女性団体活動支援	女性団体・女性グループ等を支援するために、活動支援コーナーを設置する。	オープンスペースの提供 ロッカー、パソコン、コピー機等の設置
グループ登録	地域で活動しているグループを登録し、県民、市町村に情報提供する。	グループ活動の紹介 登録グループへの情報提供

市町村男女共同参画・女性行政担当課(室)一覧

(平成20年4月1日現在)

市町村名	担当課(室)名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
奈良市	市民活動部男女共同参画課	630-8122	奈良市三条本町8-1 奈良市男女共同参画センターあすなら	0742-34-1525	0742-33-6938
大和高田市	市民部人権施策課 男女共同参画推進係	635-8511	大和高田市大中100-1	0745-22-1101 (内線:287)	0745-52-2801
大和郡山市	市民生活部人権施策推進課 男女共同参画係	639-1198	大和郡山市北部山町248-4	0743-53-1151	0743-53-1049
天理市	男女共同参画課 男女共同参画係	632-0035	天理市守目堂町89 かがやきプラザ(天理市男女共同参画プラザ)	0743-68-2666	0743-68-2665
橿原市	企画調整部人権施策課 男女共同参画室 男女共同参画係	634-8586	橿原市八木町1-1-18	0744-22-4001	0744-21-4112
桜井市	市民部人権課 人権係	633-8585	桜井市大字粟殿432-1	0744-42-9111 (内線:561・562)	0744-42-9140
五條市	生活産業部人権施策課 女性施策係	637-8501	五條市本町1-1-1	0747-22-4001 (内線:285・286)	0747-22-8210
御所市	企画開発部人権同和対策課 男女共同参画係	639-2298	御所市1-3	0745-62-3001	0745-62-5425
生駒市	生涯学習部生涯学習課 男女共同参画プラザ	630-0257	生駒市元町1-6-12 生駒市男女共同参画プラザ	0743-73-0556	0743-73-0555
香芝市	市民生活部人権・共同参画課 男女共同参画係	639-0292	香芝市本町1397	0745-76-2001	0745-78-3830
葛城市	市民生活部人権政策課 男女共同参画係	639-2195	葛城市柿本166	0745-69-3001	0745-69-6456
宇陀市	市民環境部人権施策課	633-0292	宇陀市榛原区下井足17-3	0745-82-2147	0745-82-7234
山添村	総務課人権啓発室	630-2344	山辺郡山添村大字大西151	0743-85-0041	0743-85-0219
平群町	総務財政課 人権対策係	636-8585	生駒郡平群町吉新1-1-1	0745-45-1001	0745-45-6619
三郷町	総務部人権施策課	636-8535	生駒郡三郷町勢野西1-1-1	0745-73-2101	0745-73-6334
斑鳩町	企画財政課 文化広報統計係	636-0198	生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12	0745-74-1001	0745-74-1011
安堵町	総務課	639-1095	生駒郡安堵町大字東安堵958	0743-57-1511	0743-57-1526
川西町	総務部企画財政課	636-0202	磯城郡川西町大字結崎28-1	0745-44-2211 (内線:252)	0745-44-4734
三宅町	総務課 総務・議会グループ	636-0213	磯城郡三宅町大字伴堂689	0745-44-2001	0745-43-0922
田原本町	生活環境部住民生活課 人権施策係	636-0392	磯城郡田原本町890-1	0744-34-2115	0744-32-2977
曾爾村	ふれあい推進課	633-1216	宇陀郡曾爾村大字山粕1665 ふれあいセンター内	0745-94-2731	0745-96-2863
御杖村	総務課 人権施策グループ	633-1302	宇陀郡御杖村大字菅野368	0745-95-2001 (内線:26)	0745-95-6800
高取町	住民福祉課 人権啓発室	635-0154	高市郡高取町大字観光寺990-1	0744-52-3334	0744-52-4063
明日香村	教育課	634-0141	高市郡明日香村大字川原91-1	0744-54-3636	0744-54-4647
上牧町	住民福祉部福祉課 人権啓発係	639-0293	北葛城郡上牧町大字上牧3350	0745-76-1001	0745-77-6671
王寺町	企画財政課 財務情報管理係	636-8511	北葛城郡王寺町王寺2-1-23	0745-73-2001 (内線:205)	0745-32-6447
広陵町	総務部総務課 企画調整係	635-8515	北葛城郡広陵町大字南郷583-1	0745-55-1001	0745-55-1009
河合町	生涯学習課 人権対策係	636-0053	北葛城郡河合町池部2-13-1	0745-57-2271	0745-57-1165
吉野町	総務課	639-3192	吉野郡吉野町大字上市80-1	0746-32-3081	0746-32-8855
	教育委員会事務局 人権教育グループ	639-3111	吉野郡吉野町大字上市77-1	0746-32-0190	0746-32-8875
大淀町	総務課 男女共同参画係	638-8501	吉野郡大淀町大字捨垣本2090	0747-52-5501	0747-52-4310
下市町	教育委員会 社会教育係	638-0041	吉野郡下市町大字下市3071	0747-52-1711	0747-52-5159
黒滝村	住民課	638-0292	吉野郡黒滝村大字寺戸77	0747-62-2031	0747-62-2569
天川村	住民課	638-0392	吉野郡天川村大字沢谷60	0747-63-0321	0747-63-0329
野迫川村	総務課 女性施策係	648-0392	吉野郡野迫川村北股84	0747-37-2101	0747-37-2107
十津川村	総務課 庶務係	637-1333	吉野郡十津川村大字小原225-1	0746-62-0001	0746-62-0210
下北山村	住民課 男女共同参画・女性行政担当	639-3803	吉野郡下北山村寺垣内983	07468-6-0001	07468-6-0377
上北山村	住民課 女性対策係	639-3701	吉野郡上北山村大字河合330	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	教育委員会事務局	639-3553	吉野郡川上村大字迫590-1	0746-52-0144	0746-52-0240
東吉野村	総務企画課 庶務係	633-2492	吉野郡東吉野村大字小川99	0746-42-0441	0746-42-0446

都道府県・政令指定都市 男女共同参画担当課(室)一覧

(平成20年4月1日現在)

都道府県 政令都市	担当課(室)名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
北海道	環境生活部 生活局参事 男女平等参画グループ	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5217	011-232-3640
青森県	環境生活部 青少年・男女共同参画課 男女共同参画グループ	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9228	017-734-8050
岩手県	環境生活部 青少年・男女共同参画課	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5348	019-629-5354
宮城県	環境生活部 男女共同参画推進課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2568	022-211-2392
秋田県	生活環境文化部 男女共同参画課	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1555	018-860-3895
山形県	文化環境部 女性青少年政策室	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2668	023-624-9908
福島県	生活環境部 人権男女共生課	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7188	024-521-7887
茨城県	知事公室 女性青少年課 男女共同参画グループ	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2178	029-301-2189
栃木県	県民生活部 青少年男女共同参画課	320-8501	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-3074	028-623-3150
群馬県	生活文化部 人権男女共同参画課 男女共同参画係	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2902	027-220-4424
埼玉県	県民生活部 男女共同参画課	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2921	048-830-4755
千葉県	総合企画部 男女共同参画課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2372	043-222-0904
東京都	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画室	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-3189	03-5388-1331
神奈川県	県民部 人権男女共同参画課	231-8588	横浜市中区日本大通り1	045-210-3640	045-210-8832
新潟県	県民生活・環境部 男女平等社会推進課	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5141	025-280-5166
富山県	生活環境文化部 男女参画・ボランティア課	930-8501	富山市新緑曲輪1-7	076-444-3137	076-444-3479
石川県	県民文化局 男女共同参画課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1376	076-225-1374
福井県	総務部 男女参画・県民活動課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0319	0776-20-0632
山梨県	企画部県民室 男女共同参画課	407-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1358	055-223-1335
長野県	企画部 人権・男女共同参画課	380-8570	長野市丸ノ内南長野字幅下692-2	026-235-7102	026-235-7389
岐阜県	環境生活部 男女参画青少年課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8236(直通)	058-278-2611
静岡県	県民部 男女共同参画室	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-3122	054-221-2642
愛知県	県民生活部 社会活動推進課 男女共同参画室	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6179	052-971-8736
三重県	生活・文化部男女共同参画・NPO室	514-8570	津市広明町13番地	059-224-2225	059-224-3069
滋賀県	県民文化生活部 男女共同参画課	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3070	077-528-4807
京都府	府民生活部 男女共同参画課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4291	075-414-4293
大阪府	生活文化部 男女共同参画課	540-8570	大阪市中央区大手前2-1-1	06-6942-3821	06-6944-6648
兵庫県	企画県民部県民文化局男女青少年課 男女家庭室	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3160	078-362-3957
奈良県	くらし創造部 男女共同参画課	630-8501	奈良市登大路町30番地	0742-27-8729(直通)	0742-24-5403
和歌山県	環境生活部 県民局 青少年・男女共同参画課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2510(直通)	073-441-2501
鳥取県	企画部 男女共同参画推進課	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7077	0857-26-7127
島根県	環境生活部 環境生活総務課 男女共同参画室	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5245	0852-22-5098
岡山県	生活環境部 男女共同参画課	700-8570	岡山市内山下2-4-6	086-226-0553	086-225-2949
広島県	環境県民局 総務管理部 人権男女共同参画課	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-2746	082-227-2549
山口県	環境生活部 男女共同参画課	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-2630	083-933-2639
徳島県	県民環境部 男女参画青少年課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2177	088-621-2833
香川県	総務部 県民活動・男女共同参画課	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3197(直通)	087-831-1165
愛媛県	県民環境部 管理局 男女参画課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2330	089-933-4083
高知県	文化環境部 県民生活・男女共同参画課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9769	088-823-9879
福岡県	新社会推進部 男女共同参画推進課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3391	092-643-3392
佐賀県	くらし環境本部 男女共同参画課	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7062	0952-25-7332
長崎県	県民生活部 男女参画・県民協働課	850-0862	長崎市出島町2-11 出島交流会館3F	095-822-4729	095-822-4739
熊本県	総務部 男女共同参画・パートナーシップ推進課	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2287	096-387-3940
大分県	生活環境部 県民生活・男女共同参画課	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3047	097-506-1744
宮崎県	県民政策部 生活・協働・男女参画課	880-8501	宮崎市橋通東2-10-1	0985-26-7040	0985-20-2221
鹿児島県	環境生活部 青少年男女共同参画課 男女共同参画係	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2563	099-286-5541
沖縄県	文化環境部 平和・男女共同参画課	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2500	098-866-2589
札幌市	市民まちづくり局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2962	011-218-5164
仙台市	企画市民局 市民生活部 男女共同参画課	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-6143	022-214-6140
さいたま市	市民局 生活文化部 男女共生推進課	330-9588	埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	048-829-1231	048-829-1969
千葉市	市民局 生活文化部 男女共同参画課	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5060	043-245-5539
横浜市	市民活力推進局 男女共同参画推進課	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-671-2017	045-663-3431
川崎市	市民・子ども局 人権・男女共同参画室	210-8577	川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2300	044-200-3914
新潟市	市民生活部 男女共同参画課	951-8550	新潟市中央区学校町通1-602-1	025-226-1061(直通)	025-228-2219
静岡市	生活文化局 市民生活部 男女共同参画課	420-8602	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1349	054-221-1782
浜松市	企画部 男女共同参画課	430-8652	浜松市中区元城町103-2	053-457-2561	053-457-3552
名古屋	総務局 総合調整部 男女平等参画推進室	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-972-2234	052-972-4112
京都市	文化市民局 共同参画社会推進部 男女共同参画推進課	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	075-222-3091	075-222-3223
大阪市	市民局 市民部 男女共同参画担当	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-9156	06-6202-7073
堺市	市民人権局 男女共同参画推進課	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7408	072-228-8070
神戸市	市民参画推進局 市民生活部 男女共同参画課	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	078-322-5179	078-322-6034
広島市	市民局 人権啓発部 男女共同参画課	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2108	082-504-2609
福岡市	市民局 男女共同参画部 男女共同参画課	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	092-711-4107	092-733-5595
北九州市	子ども家庭局 男女共同参画推進部	803-8501	北九州市小倉北区内1-1	093-582-2405	093-582-2624